

## 資料紹介 韓国侍従武官からみた日本の韓国併合

——『魚潭少将回顧録』より「韓国末期の外交秘話」——

(昭和47年11月10日受理)

藤 村 道 生

1. 解 説	15
2. 韓国末期の外交秘話	25
(1) 日露開戦と韓国	25
(2) ポーツマス体制と韓国	28
(3) 乙巳保護条約と閔泳煥の憤死	30
(4) 伊藤統監と高宗皇帝	33
(5) 伊藤統監と兎玉大将の対立	37
(6) 高宗皇帝の対日政策と魚潭の立場	45
(7) ハーグ密使事件	48
(8) 韓 国 併 合	53

### 解 説

日本による明治43年・隆熙4年(1910)8月の韓国併合は、日露戦争開戦時の日韓議定書にはじまる朝鮮併吞過程の完成であり、明治初年以降の日本大陸政策の決算であった。

日本帝国主義は韓国を併合することによって確立したが、同時に永い民族的独立の歴史と固有な文化体系をもった朝鮮民族からの独立を奪った結果、それは新たな段階に突入し、より高次の矛盾に直面することになった。その意味で、韓国併合は日本帝国主義史におけるもっとも重要な環である。しかし、日本におけるその本格的な研究は意外に少ない。それはいろいろな障害に妨げられている結果であるが、そのひとつは侵略過程の解明のための第一次史料がきわめて乏しいことである。とくに統監府時代の史料が極端にすくない。併合関係の外務省文書は焼失したといわれ、伊藤博文、坂谷芳郎、内田良平らの手になる二次的史料によって追跡しうるのみであった。

しかし、最近になって寺内正毅文書、斉藤実文書が整理、公開され、また韓国史編纂委員会による韓国史史料叢書、高麗大学校亜細亜問題研究所による『旧韓国外交文書』などが刊行されたほか、『高宗実録』も写真版が刊行され容易に利用できるようになった。以上をもとに『高宗時代史』も刊行中である。そのため、ようやく韓国併合の過程を追求することが可能となり、二次的史料についても文献的批判を加えて史料として利用することができるようになったと思われる。ここに、その一部を紹介しようとする『魚潭少将回顧録』はそのような二次的史料であるが、日本陸軍士官学校卒業後、高宗の侍従武官となったというきわめて特殊な経歴から、きわめて多くの興味ある事実を提供している。なかには事実誤認や無責任な噂話にもとづくものも混入しているようであるが、記憶はおおむね正確であり、従来の二次史料の多くが一進会系、統監府、総督府系のものであるのにたい

し、皇帝および日本の韓国駐劄軍のたちばを反映し、それにかんする事実を多数提示している点に価値があろう。

本書は昭和5年(1930)、当時陸軍少将として日本軍籍にあり、朝鮮軍司令部付であった魚潭が、陸士における同期生で朝鮮人将校の監督の立場にあった西四辻公堯大佐の求めに応じて、かれが前半生に経験した事実を口述したものの筆記で、同一種のものに『金亨燮大佐回顧録』がある。ともに西四辻大佐の序文を附し謄写刷、仮綴であり、魚潭の回顧録は11行21字詰、742ページである<sup>1)</sup>。底本にしたテキストは李王職長官篠田治策の旧蔵本で鉛筆による書き込みがある。前半は逐年的に経歴をのべ、後半は「韓国末期の外交秘話」、「日韓併合について」で、ここに紹介しようとするのはその後半の部分で全体の約4分の1を占める。紹介にあたっては便宜上8節にわかち、各節末に注記を付したほか、片仮名を平仮名に、また当用漢字、現代仮名遣いに改めた。各節の見出しはかりにつけたものである。

魚潭は李朝末期の政治家魚允中の一族である。高宗18年(1881)に生まれ、同32年2月、甲午改革による日本留学生試験に合格<sup>2)</sup>、4月渡日し慶応義塾で予備教育をうけたのち、士官学校予備門の成城学校をへて光武2年(1898)12月、同期留学生21名とともに陸軍士官学校に入学し、野戦砲兵科に分科された。同期生は第11期で寺内寿一〔元帥・南方軍総司令官〕、多門二郎〔中将・第2師団長〕、四王天延孝〔中将・第3師団司令部付〕がいた。翌3年11月卒業、見習士官として野戦砲兵第1連隊に配属され、同4年5月見習士官の教程を終えた。(〔 〕は軍の最終地位)

普通ならばここで帰国任官するのであるが、かれらの留学中に起った韓国政情の変化、とくに乙未事件、国王播遷などにより日韓関係は極度に悪化しており、それらに関係した朴泳孝、俞吉濬、趙義淵らが日本に亡命し、留学生らと接触し影響を与えていたので、韓国政府は日本留学生の多くを忌避し、すでに早くから留学費も打切られ、福沢諭吉らが立て替えていた実情であったから、却々任官せず、かれらの運動により7月になってようやく任官したが給与、帰国旅費の支給はなかった。

魚潭は家族の送金で光武5年2月ようやく帰国、閔泳煥に頼って同年4月武官学校教官となった。その間、武官学校校長李学均と対立し、他方で韓国公使館付武官野津鎮武が成城学校在学中教官だった関係から連絡をとり、ロシアの京義鉄道敷設権獲得阻止には日本のために大きな役割をはたしている。光武8年・明治37年日露開戦とともに日本軍接待委員となり、その間に異数の昇進をとげた。

すなわち、7月正尉、9月参領、翌9年8月副領となり侍従院副卿(侍従武官)を命ぜられ、10年10月正領(大佐)に進級し、光武10年4月、同11年3月の2回にわたり軍制視察のため渡日した。7月の高宗譲位の時には李完用内閣を倒し譲位を阻止するためにクーデターを陰謀したとして、侍従院卿李道宰、弘文館学士南廷哲、警務使金在豊らが逮捕投獄され、軍部軍務局長参将李熙斗、軍部教育局教務課長歩兵参領李甲<sup>3)</sup>、侍衛歩兵第1連隊第3大隊長歩兵正尉林在徳<sup>4)</sup>らが陸軍法院に下されたが、魚潭もそれに連坐した<sup>5)</sup>。李熙斗、李甲、林在徳は免官となり、笞80をうけたが、魚潭はやがて李熙斗参将とともに復職、隆熙2年(1908)10月、軍務局長署理となり、翌3年1月純宗李坫の西北巡幸時には侍従武官として扈従、列車中で一進会領袖で農商工部大臣宋秉峻と争い、宋を辞職

においこんだがかれ自身もふたたび停職となった<sup>6)</sup>。このときは宋を支持する統監府と、それに対立する韓国駐割軍司令部の内紛によって、魚潭は軍司令部の支持により復職し、同僚将校の多くが、軍隊解散（光武11年7月）、軍部解散（隆熙3年7月）によって整理されたなかで侍従武官の職にとどまり、併合後は朝鮮軍司令部付となり、日本軍将校に準ずる待遇をうけ、さらに大正9年4月日本将校に任用され陸軍少将となった。

西四辻大佐は魚潭少将についてつぎのように述べている。

「天性俊敏鋭利にして才気煥発，濟々たる 朝鮮陸軍部内に於ても 其智謀才略に至りては，蘄然他の追隨を許さざるなり。（中略）克く機微の間に趨勢の赴く処を察知し，識見卓絶常に時流を抜く。蓋し，將軍は其の風格に於て武人たるよりは寧ろ大政治家たりと云ふべし。されば將軍の前半生は終始戦場を外にして，専ら政治の枢機に参劃し，機策縦横，時恰も韓国末期の乱麻暗黒の世に処して変幻波瀾実に極まりなし。」

本史料の価値も限界も、この魚潭の経歴によって規定されている。かれは成城学校、陸士在学中から参謀本部第三部（情報）の宇都宮太郎大尉、齊藤力三郎大尉らと接触をたもち、日露戦後韓国駐割軍司令部副官山口十八大尉は陸士同期であり、初代総督寺内正毅の長男寿一とも同様であった。かれはこのような人的ネットにとりかこまれて、韓国陸軍部内における親日派の代表であった。

とくに韓国陸軍部内で日本が支点としようとした 陸士卒業生の大半は革命一心会事件<sup>7)</sup>で犠牲となっていた。韓国駐割軍司令部の調査によると明治38年5月現在のかれらの状況はつぎのごとくである<sup>8)</sup>。（〔 〕は併合時の職）

#### 1. 革命一心会事件による犠牲者

1. 獄 死 権浩然
2. 刑 死 張浩翼，張宅頭，金鳴鎮
3. 終身流刑 金教先〔騎兵正尉・朝鮮騎兵隊長〕，方泳柱，金義善，金亨燮〔歩兵正尉・駐割軍司令部付〕
4. 3年の流刑 金鳳錫
5. 日本亡命中 金鳴南，李基鉦〔歩兵正尉・朝鮮歩兵隊付〕，金寬鉉〔水原郡守〕，張寅根〔歩兵正尉・李垺付武官〕
6. 免 官 姜容九〔歩兵正尉・朝鮮歩兵隊副官〕
7. 無 官 権承録〔歩兵正尉・咸興憲兵隊付〕

#### 2. 軍に在職中のもの

1. 参 領 金成殷，魚潭〔砲兵正領・駐割軍司令部付〕，盧伯麟
2. 副 尉 尹致晟
3. 参 尉 林在徳
3. 病 死 金圭福

日本軍部はかれらの運命に無関心でなく、かれらの特赦復官、任官、昇進には常に強力に介入した。とくに、韓国軍内に無傷で残っていた金成殷、魚潭、盧伯麟らは日本軍にとって貴重な触角であり、野津鎮武軍部顧問を通じてかれらの昇進をはかったのである。そのような圧力がなくては魚、盧のように参尉就任後6年で正領（大佐相当）という異例の昇進は不可能であった。

当時、韓国は皇帝と一進会の対立を軸に陰謀が渦巻き、駐割軍と公使館およびそれを受けついで統監府は主導権を争って抗争した。

大本営は開戦直後の3月11日、後備兵5大隊の韓国駐割軍を編成し、韓国植民地化の武力とし、軍司令官は正規のルートである公使館を無視して直接的に韓国政府に圧力を加え、「威圧を主とする当今の韓国操縦に対しては、軍司令官の権能をして公使の上に立たしむるに非れば、我政策の実行は不可能なり<sup>9)</sup>」として、9月5日、近衛師団長長谷川好道を大将に進級させ、韓国駐割軍司令官として天皇に直隷させた。天皇直隷の司令官にたいし、外交の指揮権は及ばず、かれは公使を無視して勝手に独自の対韓政策を押しすすめた。長谷川大将が統監と同等、すくなくとも副統監より上級者と考えていたことは、のちにかれが副統監に擬せられたとき、憤激して軍司令官を軽蔑するものだと述べているところにもあきらかである<sup>10)</sup>。

かくて、京城では駐割軍司令官と公使が対立し、軍司令官が参謀本部との連絡のもとに、政府の意向を無視して独走した。これにたいし公使館側も無論抵抗したから、いやけのさした長谷川大将は「実に此の魔界に在りて、魔神百鬼及び腐敗の邦人等を相手の生活は実に吐気の催し候」と寺内陸相に書簡を送り、新編成の北韓軍司令官への転出を願出ている<sup>11)</sup>。駐割軍は野津顧問、小山憲兵隊長を通じて一進会を育成し、公使、統監の支持する韓国政府攻撃を通じて、間接に公使、統監に打撃を与えようとした。途中、一進会が内田良平を通じて統監府に接近すると別に大韓協会を設立して対抗させたのは本史料にみるとおりである。統監府設置に当っては、統監の人事をめぐって軍ははげしく抗争した。韓国駐割軍司令部より寺内陸相に提出された意見書は、当面の課題として、軍政施行地域の拡張とそのための憲兵の増員、将来における対韓政策の決定を望むとともに、韓国経営上文武の施設を統一的に指揮することを求めているが<sup>12)</sup>、それは統監の武官専任制を要求したものにほかならないことは、長谷川大将のさきの寺内陸相宛書簡が「駐割軍司令官には後来、韓国の大守たり、総督たるの資格ある人を速やかに選定あらん事、最も急務なりと存候」と述べているところから明らかであった。長谷川大将は11月にいたり、「韓国の皇室および政府に対して容易に制馭の効を収めんと欲せば、兵馬の実権を掌握せる武官をして同時に経営機関の首脳たらしめ、彼等をして妄動の余地なからしめざるべからず」と参謀本部に上申した。

しかし、政府は伊藤枢密院議長を統監に内定し、その上で「統監は韓国の安寧秩序を保持する為め、必要と認むるときは韓国守備軍の司令官に対し兵力の使用を命ずることを得」と定めた統監府官制を準備した。当然にも長谷川大将はこの措置にはなほだ不満で、つぎのような抗議を寺内陸相におこなっている。

「統監府官制并に条例とも閣下の副署を以て発布相成候処、其第四条に統監は司令官に出兵を命ずることを得ると有之候。抑々司令官は統監に隷属する者に有之候哉。已に師団長と雖ども天皇の直隷なり、況んや軍司令官の直隷なることは申す迄も無之事と存じ候。其天皇の直隷なる司令官に統監は命令するの権能有之候哉。恐らくは天皇の外無之者と存候。又其後條に統監事故あるときは司令官又は惣務長官<sup>(マア)</sup>をして代理せしむ云云(第十三条)、軍隊指揮官をして文官制度の統監職務を代理せしめるが如きは軍紀上甚穩当ならざる様思考致候が、苟くも閣下が副署して発布に相成たる事なれば、素より其辺

の御研究は充分なりし事とは存じ候へ共、生には嘔と合点が出来不申、何卒後学の為め御示諭被下度希望致候」<sup>13)</sup>

長谷川大将をはじめ陸軍側の抵抗により、天皇は1月9日、第4条問題に関する御沙汰を下されようとした。参謀本部は文官統監反対論の中心で、それにつきあげられて参謀総長大山巖は出頭せず、寺内陸相のみ参内し、「御沙汰の儀は本日は御見合はせ願度、大山に意見有之御沙汰の趣修正可申旨」を言上し、その後なんらの連絡をしなかった。そこで徳大寺侍従長は桂太郎前首相にたいし天皇の意向として、統監府官制は桂太郎の首相在職中のことであるから、大山、寺内、桂で協議のうえ、「双方折合隣邦保護の実を完うせんこと必要」につき、つぎの2案のうちいずれを選び「叡慮を被安候様御奏上相成度」と依頼した。天皇の意をうけた徳大寺侍従長は伊藤が軍隊指揮権をえられなければ統監にならないと決意しているとして、この問題で「統監辞職と申す事に及候ては外交、行政に熟達仁、御人選甚だ困難なるべく偏に円滑に運候事御尽卒願度」と付言している。

天皇の提案した修正案は、第4条に統監の兵力使用権は預め天皇より委任されたものであることを明記するよう改正するか、あるいは統監職務心得のうちへ第4条を移し官制には削除するかであった<sup>14)</sup>。

この書簡によって伊藤統監がその職をかけて軍隊指揮権を求め、天皇もそれを全面的に支持していることが明らかとなったから、軍部は以後、統監に就任するものが官制によって自動的に軍隊指揮権をもつことがないように、つぎの陸軍大臣および参謀総長への勅諭と、韓国駐劄軍司令官への訓令の下達を願うことで妥協した<sup>15)</sup>。

「朕韓国目下の事情を顧慮し、其安寧秩序を保持するの目的に供する為め、韓国統監に仮するに韓国守備軍の司令官に兵力の使用を命するの権を以てす。故に卿等は、国防用兵の計画と如上兵力の使用と、相互に支障を生ぜざる如く適当に措置して、朕の望に副へよ」

#### 「訓 令

1. 貴官は韓国統監より韓国の安寧秩序を保持する為め、兵力の使用を命せらるるときは之に応じて適当に処置すべし
2. 前項兵力の使用に関しては、作戦計画に支障を生ぜしめざる如く実行するを要す。  
且つ成るべく速やかに統監より受けたる命令の要旨并に其実行に関する要領を陸軍大臣、参謀総長に報告すべし。(以下3, 4項省略)」

文官である統監の兵力使用権は、軍部が政府にたいする優越性を規定した統帥権の独立を脅かすものであったから、軍部は全面的に抵抗し、韓国統監の兵力使用権は「目下の事情」による一時的な天皇大権の委任であるという勅諭を得たうえ、作戦計画に支障を来たすと認定したばあいは統監の命令を 実行しなくても 良いとの保証をえたのである。しかし、在韓軍人はじめ軍部では反対が強く、韓国駐劄軍参謀長大谷喜久蔵は上京して山県、大山2元帥に反対意見を陳情した<sup>16)</sup>。

結局、8月1日付で公布された韓国駐劄軍司令部条例は、司令官が天皇直隸であることを明記し、さらに「軍司令官は韓国の安寧秩序を保持するため、統監の命令あるときは兵力を使用することを得、但し事急なる場合に於ては便宜之を処置し後統監に報告すべし、前項の場合に於ては直ちに陸軍大臣及参謀総長に報告す」と規定した<sup>17)</sup>。これによって、

軍司令官は事実上兵力使用が自由となったのである。しかし、長谷川大将はなお不満であったようで「統監の軍にたいする態度面白からざる者有之」と、たびたび寺内陸相に不満をもらしている<sup>18)</sup>。

伊藤博文を中心とする政府と児玉源太郎を中心とする軍部は、明治39年5月、満州軍政問題をめぐっても衝突している。この問題で伊藤統監は首相官邸に山県、大山兩元帥、西園寺首相、寺内陸相のほか当時の責任者として前首相桂太郎、児玉参謀総長を集め、軍部が軍事的動作で満州占領地をおさえ、外国貿易に拘束を加え、満州の門戸をさきにロシアの掌中にあったときよりも一層閉鎖的としたことを指摘し、「軍政をも戦時の儘に継続し、来年4月まで之を維持せんとするが如きは実際の情況に伴はざる主張」である。その結果は「与国の同情を失し帝国の威信を傷け将来に於て回復すべからざる不利を招く」として、軍政は撤兵期間終了をまたず漸次廃すること、領事の在るところは直ちに廃すること、大連開放などを求め、このままに放任したならば、「北清ばかりでなく、(清国)21省の人心は終に日本に反抗するに至るであろう」と指摘した。これにたいし、児玉参謀総長は「只今問題となっているのは多く余の職責に関する事項である」とし、「無責任の地位に在る人は、何事も思う儘に批評することができるが、苟くも責任を有する以上は軽々しき挙動を為す事はできぬ」「日本の行動を以て悉く不当なりと評することは出来ぬ」と強弁し、満州における主権を拓務省のようなものを新設して一切指揮せしめるべきであると主張した。伊藤は激怒して「余の見るところによると児玉参謀総長らは、満州に於ける日本の地位を根本的に誤解している」「満州は決して我国の属地ではない」それを「満州経営」とはなにごとかと叱責した。会議は「大体の論は全会一致のこと」と伊藤統監の主張を認めたかたちとなった<sup>19)</sup>。

このように、植民地、占領地政策をめぐって明治38年末から政府と軍とくに伊藤統監と児玉を代表とする参謀本部の対立は激化していくが、本史料は別の側面からこの暗闘を伝えている。児玉参謀総長への韓国皇帝の密書による統監就任依頼は、ほかに傍証史料が発見されない今日直ちに真偽を決定するのは困難であるが、韓国皇帝が統監と軍部の対立を利用して、統監の圧力を弱めようと腐心していたことは事実であり、飯野吉三郎と児玉の密接な関係を考慮するならば、かれが使者として介在しても不思議はなく、状況証拠的には信頼できるように思われる。児玉没後の8月中旬、長谷川大将は寺内正毅に宛てて統監更迭に祝意を表明しているが、それは、いかに当時の軍部が統監更迭を熱望していたかをものがたるものである。本史料は、日本政治史の特質である二重政府、二重外交がもっとも集中的に表われた韓国支配で、いかにして軍部が政府を抑えていったかを裏面から示す史料として価値がある。

魚潭は、たんなる軍人でなく侍従武官として高宗の側近に侍し、かれの信任をえていたから、日本軍にとってはきわめて重要な情報源であるとともに、高宗に入説するための重要なパイプであった。しかし、かれが単なる日本軍の傀儡でなかったことはたしかである<sup>20)</sup>。かれは高宗の側近として皇帝派であり、皇帝派は宋秉峻、李完用およびかれらを支持していた統監府と対立していた。その限りで皇帝派と軍司令部のあいだには奇妙な連合戦線が成立しており、かれはこの両者を結びつける連鎖をなしていた<sup>21)</sup>。かれの思考と行動はそこから割り出されており、良くいえば両者の連絡者、悪くいえば二重スパイの任務

を、それと知りつつ演じていたのが魚潭の役割であった。かれが李朝末期の混乱期においてたびたび失脚の危険にさらされつつ、また軍人の大量整理にもかかわらず、遂に失脚しないのは、高宗と軍司令部の双方がかれを必要としていたからであった。本史料に記載されている事項はその観点から吟味する必要がある。客観的にみて、軍部と統監府との対立は過大に表現されている傾向があり、また統監府および一進会にきびしく、逆に軍部には評価が甘いことは否定できないであろう。

かれの属していた韓国陸軍の編成は、光武 8 年 (1904) 当時つぎのごとくであった<sup>22)</sup>。

京城駐在		地方駐在		
侍衛連隊	3000	鎮衛歩兵第 1 連隊	1200	京畿道
騎兵大隊	210	同 第 2 連隊	1500	忠清・全羅道
砲兵大隊	310	同 第 3 連隊	1100	慶尚道
軍樂隊	100	同 第 4 連隊	1200	平安南道
親衛連隊	3000	同 第 5 連隊	2400	咸鏡道
工兵隊	170	同 第 6 連隊	1600	平安北道
憲兵隊	450			
徴上平壤隊	1000			
計	8240	計	9000	
		合	計	17240

翌 9 年 4 月、日本は韓国を強制して軍備縮少をさせ、約半数とした<sup>23)</sup>。韓国は光武 11 年 4 月、京城にある侍衛第 1、第 2 連隊 (各 3 大隊編成)、騎兵、砲兵、工兵の各隊で侍衛混成旅団 (約 4000 名) を編成、ほかに地方警備に鎮衛第 1 から第 8 にいたる 8 個大隊 (4800 名) を配置するなど軍制の整理を続けたが、ハーグ密使事件による皇帝譲位とともに日本は侍衛第 2 連隊第 2 大隊を残して軍隊を解散することを要求、8 月 1 日、侍衛歩兵 5 個大隊、騎兵隊、砲兵隊、教成大隊を解散させ、続いて鎮衛 8 個大隊を解散した。そのとき将校は 1385 名で、そのうちから兼補職のもの 666 名、見習 169 名を差引くと、専任将校は 550 名であったが、残置機関である軍部、侍従武官府は、陪従武官府、武官学校、歩兵大隊に属するもの 112 名を残して、他を解官した<sup>24)</sup>。残置された総兵員は将校を含めて 745 名である。同年 12 月、近衛騎兵隊 91 名を設置したが、隆熙 3 年 7 月伊藤統監は、韓国現在の武官学校は冗戯に類するとし、士官の養成は日本に委託するべきであると述べ、皇室警衛の歩兵 1 大隊と騎兵 1 中隊の軍備にたいして軍部を存置する必要はないとして、軍部、武官学校を廃止することを求め、その両者を廃し、さらに将校を整理して 75 名のみを残置した。その後退職、死亡者があり、併合時点で氏名の判っている将校は、親衛武官府・李秉武副将以下 8 名、朝鮮軍司令部付・趙性根参将以下 7 名、憲兵隊司令部付・朴榮喆歩兵参領以下 2 名、地方憲兵隊付・権承録砲兵正尉以下 5 名、朝鮮歩兵隊・隊長王瑜植歩兵正領以下 29 名、朝鮮騎兵隊・隊長金教先騎兵正尉以下 5 名であり、階級別では副将 2、参将 2、正領 2、副領 2、参領 5、正尉 17、副尉 17、参尉 9 であった (正尉以下は同相当官を含む)。出身別にみると、日本陸士出身者 13 名、韓国武官学校卒業生 27 名、前者は全員正尉以上で相当階級の将校 26 名の半数を占めていた<sup>25)</sup>。

この整理の過程で韓国軍人中には、軍隊解散時自殺した朴昇煥参領をはじめ日本軍に隸

属するのを潔よしとしなかったものも多く、原州鎮衛隊、江華分遣隊、その他解散部隊から多数の義兵将をうみだした。また洪泰潤参領、李甲参領、李東輝参領（上海臨時政府国務総理）、柳東説参領（同参謀総長）など多数が独立運動にしたがい、日本士官学校出身の盧伯麟正領、金義善（階級不明）も上海臨時政府の軍務総長および次長に就任している<sup>26)</sup>。

そのなかにあつて、残留将校は明治43年8月勅令323号により、「日本陸軍々人に準じ其官等階級任免分限及給与等に関しては当分の内従前の規定に依る」との規定をうけ、さらに大正9年4月勅令118号により、陸軍将校、同相当官に任用された<sup>27)</sup>。そのとき任用された将校は、李秉武（中将）、李熙斗（少将）、趙性根（同）、王瑜植（同）、魚潭（同）など31名（内休職1名）で、軍司令部付20名（うち王族付武官6名）、朝鮮歩兵隊付8名、憲兵隊司令部付2名であった<sup>28)</sup>。〔末尾補注1〕

ここで問題となるのは、大正9年4月という時点における任用である。前記「朝鮮人将校の状態」はかれらについて、「朝鮮武官中比較的優秀の者のみなるも、その技量に於ては2、3の者を除く外軍事学の素養は勿論、普通学と雖程度甚だ劣等にして到底内地将校に比すべくもあらず、其の一部の者は内地士官学校の課程を終了したるも帰国後は彼等一般社会の間に伍し遊惰に耽りたる結果、幾日を出でずして退歩し、他の将校と敢て選ぶところなきに至れり」と酷評し、かれらは後方勤務、人民綏撫にもちいることができるのみで、第一線勤務にはとても役立たないと述べて、それを帝国軍人に任用したのは「大局上よりみて存置しあるもの」と推定し、それが朝鮮軍の発意にでたものでなく政略的なものであることを伝えている。〔補注2〕

この任用は、おそらく李塲事件の善後処分に関係があるのであろう。日本政府は3・1事件に潰出した朝鮮民族運動に苦慮していたが、なかでも衝撃をうけたのは朝鮮王族の1人で李王圻の弟である李塲が、大正8年11月9日上海臨時政府に参加のため朝鮮脱出をほかり、途中日本官憲に取り押えられた事件である。〔補注3〕

王族という身分上、投獄することも出来ず政府は対策に苦しみ、宮内大臣波多野敬直はかれに隠居を申付けることを提案し、朝鮮政務総監水野練太郎は朝鮮内部に幽閉するときには世論に与える影響が大きいのので日本で幽居させたいと主張した。結局、大正8年12月、原首相は東京に招致し相当の待遇を与える方が却て朝鮮統治上得策である。その上でさらに不都合のある場合には相当の処分を行うという決定を下した。

しかし、李王職次長国分象太郎は調査の関係上半年後でなければ上京させることはできぬとし、斉藤総督は政策上東京ではなくて辺鄙に隠棲させることを希望して折合がつかなかったうえ、波多野宮相は皇太子妃色盲問題に忙殺され、李塲の処分は容易に実行に移されなかった<sup>29)</sup>。また、李塲の日本での幽閉は、すでに李王世子である垠を遊学の名目で東京に移して質とし、士官学校に入れて軍職につかせ、さらにすでに閔泳敦元公使の女閔甲完との婚約を破棄させて梨本宮方子女王を配することに決定していたので、それ自体朝鮮人民を刺激するおそれがあった。こうして難行している間に陸軍がまきかえしにでた。田中陸相は翌9年4月、閣議に「朝鮮において武官はその名称および制服を異にしていたるも、かれらの好まざる事にも、また同化の本位にもあらざるより、今回これを改正して我兵と名称、制服を同一にするの案」を提出し、諒承をえた<sup>30)</sup>。そして李塲が従来陸軍中将



相当の礼遇を与えられて、朝鮮人将校の付武官が配されていたのを改めて陸軍中將に任用、朝鮮軍司令部付とし日本人将校の副官をつけ、副官の同意および随伴なしには外出も禁止し、毎日軍司令部に勤務することを要求した<sup>31)</sup>。

これによって、田中陸相は李堉が東京に居住し政党勢力に利用される可能性を未然に防止し、同時に実質的に二六時中陸軍の監視下に置くという二重の目的を果したのであった。朝鮮人将校の日本将校への採用は、李堉のみの任用はあまりにも不自然であるという政治的配慮から、かれとの釣合をとった結果であったと思われる。

軍司令部付という意味がこのようなものであったとすれば、併合時に特に親衛府、歩兵隊、騎兵隊、憲兵隊などの配属先をもたず、司令部付となった魚潭ら7名の処遇の実質もあるいは同様であったかもしれない<sup>32)</sup>。おそらく魚潭らを解官せず現役にとどめたのは、併合過程における日本軍の行った各種の謀略を知悉しているため、それを口止めし、またかれらが独立運動に荷担するのを阻止するためであったのであろう。「朝鮮人将校の状態」は、かれらを「帝国陸軍々人に任用」した理由に「過去の功績に酬ゆる意味も多少含まれ居るならんかと思せられる」とはなはだ歯切の悪い表現をしている。朝鮮人将校問題は日本軍制史にかかわるのみでなく、日本の韓国併合の特質、とくにそこにおける軍部の役割を明らかにする意味で重要である。

『魚潭少将回顧録』は以上のような意味でその史料の限界をみきわめつつ利用するならば、日本、とくに軍の対韓謀略を分析するうえで数少ない貴重な史料であるということができよう。

#### 注

- 1) 竹内好氏の教示によれば、『魚潭中将回顧録』と題する異本があるようだが未見。
- 2) 試験は漢文と身体検査、受験者は4~500名あったといわれるが合格者は114名、年齢は20才未満のものから30才位のものまで不同。
- 3) 李甲は日本士官学校出身、近衛師団で見習士官となり、当時師団長であった長谷川好道に親近、その後援で参領になった。免官後、のちに上海臨時政府参謀長となった同期生の柳東説らとともに西北学会で一進会に対抗、併合とともにウラジオストークにいたり、義兵を組織した。
- 4) 林在徳は日本士官学校出身将校。
- 5) 事件は『回顧録』に詳述されているが、『大韓季年史』はつぎのようにこの事件を記録している。「在豊、潭、熙斗、甲以〔皇帝〕代理事、有不满底意之説、故並因之。在徳十七日夜直闕中李秉武〔軍部大臣〕謂在徳、憲兵七十名來致闕内外、則即為開門、在徳答曰、兵丁之持武器不敢入闕中、已成邦憲、未承大皇帝勅教、以大監〔秉武〕之命令不可開門。  
二十三日、弘文館學士南廷哲通辭、特進官申箕善代之、魚潭停職。金在豊〔具然壽代之〕、李熙斗、李甲、林在徳並免本官。二十五日李熙斗、林在徳自陸軍法院答八十宣告」（下巻271ページ）。
- 6) この事件も『回顧録』に詳しいが、『高宗実録』はつぎのように伝えている。  
「一月、帝西巡時、至平壤、秉峻在御車中、乘醉直入車中一隅宮女室、侍従武官魚潭禁其無礼、秉峻大怒、以拳打潭之胸、又拔佩刀、潭又拔劍、以是物議譁然。多有献議於中樞院而声討之、至是〔二月内部大臣秉峻〕遞。」
- 7) 革命一心会は明治33年・光武4年陸軍士官学校を卒業した韓国留学生が、亡命政治家俞吉濬の指導のもとで結成した団体。「当時の親露派政權を打倒し、佞臣雜草を一掃し、眞の韓国独立を期す」を綱領とした。かれらの多くは翌年帰国し軍職についたが、俞吉濬が革命資金獲得の名のもとに白銅貨偽造を徐相集、河相驥に実行させたところから発覚し、光武6年3月張浩翼、張宅頭、権浩然が逮捕され、さらに6月武官学校教官金亨燮、金教先、金義善が拘引され、8月、さらに2名が逮捕された。長い牢獄生活のうちに権浩然が獄死し、光武8年1月23日3名、翌

24日さらに3名が処刑され、さらに金亨燮、金教先、金義善、方泳柱の処刑が実行されるはずであったが、日本士官学校卒業生の処刑を知った韓国駐劄隊司令官齊藤力三郎中佐が強力に介入し、未処刑のものは罪一等を減じて終身流刑となった。日露戦争開始後長谷川大将はかれらの釈放と特赦を軍部大臣李容翊に要求し、光武10年5月9日流配をとかれ、9月16日全部の罪を許され、10月参尉に任官した(『金亨燮大佐回顧録』)。

軍部の朝鮮政府にたいする強力干渉を林権助公使は、政治への介入と反撥し、長谷川大将の激怒をうけ陳謝するという一幕もあった。

- 8) 寺内正毅宛長谷川好道明治38年5月10日付書簡(寺内文書 38—6), 韓国留学生の陸士入学はつきのごとくである。  
 明治29年11名, 明治31年21名, 明治35年8名, 明治42年1名。  
 明治42年・隆熙3年, 韓国は武官学校を廃止し, 士官の養成は日本士官学校に委託することとし, そのため35名を日本に留学させたが, 合併のため翌43年韓国留学生制度が廃止され, 26期に13名, 27期に22名が編入された。結局, 韓国留学生は41名であった。併合時の職は『朝鮮紳士名鑑』(明治44年)による。
- 9) 韓国駐劄軍参謀林仙之大尉, 8月11日付参謀総長宛意見書) 谷寿夫『機密日露戦史』558ページ)
- 10) 寺内正毅宛長谷川好道書簡, 明治40年10月(寺内文書 38—29)
- 11) 寺内正毅宛長谷川好道書簡, 明治38年7月5日付(寺内文書 38—5)
- 12) 寺内文書 439—3。
- 13) 寺内文書 38—14。
- 14) 桂太郎宛徳大寺実則書簡, 明治39年1月11日付。
- 15) 『明治天皇御伝記資料明治軍事史』下, 1558—59 ページ。
- 16) この件について『萬朝報』は「統監府の府制に, 統監は必要なる場合に於て韓国軍司令官に兵力の使用を命ずる事を得とあるに對し, 在韓の軍人々に嫌らず, 大谷〔喜久蔵〕参謀長は之に關して山県, 大山諸老に稟議する為めに帰京すと云へり。斯かる物議は内地軍人の間に於ても唱へらるるやに聞きしが, 今や大谷参謀長の帰朝に依りて更に其氣焰をあげんとするに似たり」と伝え, 「然れども是れ断じて僭越なり。断じて謬妄なり。統監の地位に任ぜらるるものが文官たると, 武人たると, 若くは伊藤侯たると, 山県侯たるとを問はず, 對韓政策の総体よりみて斯る権限を有するは当然にあらざるや」と論じている(明治39年2月4日付)。この問題については, なお『伊藤博文秘録』314—16 ページに大島健一の談話がある。
- 17) 明治39年勅令205号。
- 18) 寺内正毅宛長谷川好道書簡, 明治40年7月2日付(寺内文書 38—24)。
- 19) 『伊藤博文秘録』391—409 ページ。
- 20) 細井肇は「予をして直截に曰はしめば, (中略) 韓国上一千万人, 一人と雖も排日思想を有せざるものあらざる也。只時あってか其の親日的行動に出づるものは, 畢竟自家の社稷を遺忘しての親日に非ずして, 自国に利益を与うるか, 親しんで却つて之を利用するか, 然らずんば余義なくせられたる面従服背の三つの場合のみ」と指摘して, その例として魚潭の友人李甲をあげている(『現在韓城の風雲と名士』明治43年5月, 220 ページ)。李甲については(3)参照。
- 21) 長谷川大将は統監府の庇護下にある一進会と宋秉畷についてつぎのように述べている。魚潭の見解と一致していることは興味深い。  
 「統監政策として一進会の操縦過護に亙り, 人物の如何を問わず, 学識才能の是非を論ぜず, その会員は直に引いて枢要の位置に用ひ, 為に元老大官は勿論, 民間に於ける志士の憤慨と反目とを胚胎し, 殊に一進会員中地方無識の徒は其会の隆盛を奇貨として地方に於ける官民の間に跋扈し, 今日に至ては全く中外の威信を失し人民の憤慨其極に達し, 宋秉畷の肉を喰はずんば止まずと云ふに至れり。此際暴徒は巧に其間を操縦し, 此機を利用して益々一進会の跋扈を称導し, 其圧制を鼓吹し, 良民を誘惑して之が党与となし張然勢力の拡充を計らんとする者の如くに有之候。概言すれば, 国勢の情態日に益々非にして, 閥員は政界の威信を失し, 人民は一進会の跋扈を嫌悪し, 暴徒は其機を利用して殆と底止する処を知らずとの景況に有之候。事態斯なれば今に於て善後の策を講ぜずんば韓国の将来実に憂慮に堪へず。此際百尺竿頭一步を進め政策の根底を革新するは目下の急務と信す。閣下の高見果して如何。右の如き景況にて此際宋秉畷の進退は当国政界に重大なる影響を与ふる者なれば, 暫くの間東京に留むるか, 若くは欧州の文物視察として派出するが得策ならんとの意見を過般鶴原長官帰朝之際統監迄申入置候」(寺内正毅宛書簡, 明治41年1月27日, 寺内文書 38—30)。

長谷川大将の末尾の希望条件は一年後魚潭と宋との争闘事件により実現するのである。

- 22) 『朝鮮駐劄軍歴史』326—27ページ。
- 23) 韓国軍はこれによって侍衛大隊3, 徴上大隊3, 鎮衛大隊7, 計13大隊(各大隊4中隊編成, 1中隊は将校以下151名, 騎, 砲, 工兵隊は中隊編成)ほかに輜重隊, 軍楽隊, 洪陵守備隊となった。韓国軍縮に山県元帥は反対だったようで長谷川大将を叱責している。長谷川は, 寺内陸相に, 韓国軍備縮少は「総理大臣并に外務当大臣と会談の結果御前会議に於て決定したる国是」にもとづいていると指摘し, 「御前会議には(山県)翁も参列されたる事なれば無論軍備縮少の事は承知ならんと存ぜしに, 今日に於て如斯き譴責を蒙るは老生が最も意外とする処に有之候」と述べている。(明治38年5月10日付, 寺内文書38—6)
- 24) 「旧韓国将校優遇運動に関する件」大正15年5月15日付(齊藤実文書730—4)
- 25) 氏名, 所属は『朝鮮紳士名鑑』(明治44年, 日本電報通信社京城支局刊)による。
- 26) 義兵運動については姜在彦『朝鮮近代史研究』(昭和45年10月), 上海臨時政府については朝鮮総督府警務局『上海在住不逞鮮人の状況』(大正10年4月)など参照のこと。
- 27) 総督府の「朝鮮人将校の状態」は残留将校について「彼等将校は現時殆んど無職に等しき職務に従事し, 赫々たる功名の特記すべきものなきも, 往時韓国軍隊解散時, 引続き軍部廃止時においては如何に大勢止むを得ざるとは云え身一国の軍人として護国の任にあるもの, 其の任務をも達成し得ず, 四面楚歌, 国民怨嗟の中に……今日に至りたるもの, 其の立場が軍人なる為夫れ丈文官に比し当時の彼等の心情を追想, 洞察せば一掬の涙禁する能はざるなり」(齊藤実文書730—1)としている。
- なお, 『歴代頭官録』には陸軍少将以上の補任が掲載されているが, 魚潭ら朝鮮人将校については記載がない。齊藤実文書中の関係書類により陸軍軍人に採用されたことは間違いないが, なお陸軍補充条例, 陸軍武官進級令との関係につき検討を要する。
- 28) 前出「朝鮮人将校の状態」なお階級は中将1, 少将4, 大佐2, 中佐2, 少佐(同相当官)10大尉10, 中尉2。
- 29) 『原敬日記』大正8年12月1日, 3日, 9日条。
- 30) 同上, 大正9年4月23日条。これと勅令118号との関係は不明である。
- 31) この中将任官は李堉本人には通知がなかったようで, かれは齊藤実朝鮮総督宛書簡で「公家副官が昨年の夏から堉が帝国軍人なると云うの事ですが, 堉は何の意味だか一寸もわかりませんから御伺いいたします」と質問し, また別の書面で外出の不自由さと監視の厳格なことを訴えている(齊藤実文書835)。王族・陸軍中將とは名目で実質は完全な軟禁であった。
- 32) 軍司令部付は趙性根参将(日本士官学校明治29年1月入学), 全永憲副領(同上), 魚潭正領(士官学校明治31年12月入学), 金亨燮正尉(同上), 金基元参領(士官学校明治35年12月入学), 張然昌正尉(韓国武官学校), 鄭斗源三等司計である。

## 韓国末期の外交秘話

### (1) 日露開戦と韓国

明治36年日露の国交が愈々切迫するに及び, 韓国の上は流言に蔽はれたが, 大部分の国民は日本の劣弱なる到底大露西垂と干戈を交へることはできまいとたか括っていた。宮廷に於ても所謂親露派の面々は, 此開戦不可能説を奏上して御前を糊塗し, 一日でも各自の地位の完全を保ち私利を計るに汲々たる有様であった。

当時韓国の外務大臣と言うのは, 何等外交上の知識手腕を有するでもなく, 有名無実の単なる偶像に過ぎなかった。唯何事かあれば陛下に奏上して御聖断を仰ぐ取次役であって, 外交方針などと言う纏った考などは毛頭持合せていない。従って外交は陛下御親裁の所謂宮廷外交が行はれていたのである。即宮中には各国公使館係の者が定められてあって, 陛下から御内命が下ると, 其係の者が公使館に内交渉しそうして最後の決定を見た時, 初めて外務大臣がその名を以て之を発表するのである。この各国公使館の者のなかでは日本係の者が最も数多く, 第二には米国, その次がロシア, 支那, ドイツの順であっ

た。勿論係の者は夫々係の国の国語に通じた者が当った。

悉くて、外交は陛下の御親裁ではあるが側近の元老大官及び皇族外戚の間には種々の党派が反目対立して居てこの陛下の御親裁を事毎に惑乱せしめた。又一方その争いの虚に乗じ宦官女官或は医官と笠者、その他外戚宗室等の紹介推薦に依って宮中に入出する多数の雑輩が跳梁跋扈して、陛下の御聰明を壅蔽しては互に排擠讒誣して国政を紊し、各々私利を貪るに寧日がなかった。今これらの雑輩が用いた離間中傷の題目を挙げてみると、

「某は日本へ亡命している誰々と内通していて謀叛の企をしている」

とか、あるいは、

「某は義親王<sup>1)</sup>について皇位篡奪の野心を抱いている」

とか、あるいはまた、

「某は大元君<sup>2)</sup>の党派に属していて李峻公<sup>3)</sup>擁立の下心がある」

とか、又は

「某は親露派で先年の毒薬事件に関係がある」

とかの類で、こうした根も葉もない事を日々昼夜の別なく立ち代り入り代り奏上しては絶えず陛下に讒訴するのである。尚これら雑輩が宮廷に入出しはじめたのはかなり古くからではあったが、故閔后<sup>4)</sup>の執政時代に至って最も甚だしく、その余弊が当時もなほ残っていたのである。

然るに日露の戦端目睫に迫って続々各国の陸戦隊が仁川から京城へ繰込んでくると、これら雑輩共は無責任な放言の崇りを怖れて、いちはやく宮廷から姿をひそめた。

わづかに残った排日派の者たちは、露国公使に使喚されて、愈々開戦となれば韓国は厳正中立を声明<sup>5)</sup>して、米国公使館に又は仏国公使館に御避難なさるがよからう等と、佞言奸策の限りを尽したのだが、高邁なる陛下はこれらの一切の言を退けられて、四囲の大勢にかんがみ断然親日政策をとらる事となった。もとより従来の日韓国交からいって、衷心から親日を冀ふものではないが、当時すでに京城は日本の勢力下に支配されていたし、なほ韓国の今日は恰も日本の御維新前に髣髴して、庶政の刷新はこれを日本に学ぶべきであるという意見が行はれ、識者は大体日本加担に傾いていた。

茲において陛下は親日派の巨頭と目され、御親戚にもあたられる李址鎔氏<sup>6)</sup>を抜擢して外務大臣に据え、表面旗幟を鮮明にして日露戦争に臨んだ。而して艦を仁川沖に日露戦争の火蓋が切らるるや、ただちに其夜日韓議定書を取交わして<sup>7)</sup>、韓国皇室の安泰を保障せしむると同時に日本軍の為に自由に韓国領土を使用せしむること及京義鉄道敷設権を日本へ譲与することなどを約し、まったく攻守同盟を締結したかたちになってしまった。

なほ間もなく日本から伊藤公爵が、米国の募債には金子堅太郎氏をやっておいて、自ら明治陛下に奏請、勅許をえたうえ、韓国皇室慰問の為と称して渡鮮してきた<sup>8)</sup>。そして韓国皇室の安泰をどこまでも保障し、朝野の排日説を悦服懐柔に努めて帰った。このため陛下をはじめ重臣達も益々親日の肚を定め、表面は兎も角、日本の味方を装っていたが、戦の進むに従って日本の態度は次第に前言を裏切る事おびただしく、万一にも日本が戦勝した暁は果して韓国の独立が維持できるかどうか、加担はしながらも疑はざるをえなかった。

加うるに、前にも一言したごとく閔后事件は日本にたいする韓国の感情を悉く害してい

て、情的には内心ロシアの戦勝を祈っていたのが、当時の韓国の実状でもあった。何故にかくも感情的に日本を憎くみ、露国に好感を持ったのかというに、日清戦争以後ロシアは頻りに韓国の機嫌をとり、事毎に日本の向うをはって間接に半島から日本の勢力を駆逐することに全力を注いだ。ことに閏后事件については、いずれの国よりも韓国に同情を表し、国王陛下を自国公使館に播遷せしめてこれを保護するなど、さかんに韓国の意を迎うるに努めたものである。しかもこれに関して、何等の報酬を求めようとせぬロシアの態度は韓国の信頼を愈々厚くしたのである。しかし、ロシアがより大きなものを狙っているからこそ報酬を求めないことは韓国の識者も知っていた。だからいずれにしても日本の手をかりて前門の虎を逐うことには異存はないが、一方後門の狼にも備へる処がなければならない。戦争中、米国公使アーレン氏<sup>9)</sup>に頼んで米国東洋艦隊の陸戦隊を皇城近く駐屯せしめて警護の任にあたらしめたのも、日本にたいする警戒のためであった。この陸戦隊は日露の戦がすんでもなを講和談判の終るまで駐屯せしめた。勿論、その全費用は韓国陛下の内帑からでた。

このほか、愈々日本が戦に勝った場合の避難所として露国の同盟国たるフランスの公使館が韓国皇室に買収された。これは極秘中の秘であって、表向きは依然仏国公使館として使用されていて、戦争の終了後も日本にたいする遠慮のためにか、そのままになっていたのが併合後ついに発覚して国有財産に編入された。しかし、むしろ李王家の財産とするのが妥当ではなかっただろうか。西大門小学校のある処がすなわちそれである。

当時、京城における外交団ではこれらのほかドイツ公使がさかんに活躍し、英国は日本との関係上沈黙して常に傍観的態度を持っていた。一方戦争は日本軍が連戦連勝である。とりあえず、陛下は御名代の慰問使を旅順に派遣せられた。なお愈々奉天の大会戦となって日本軍に決定的最後の凱歌があがると皇族李載覚氏<sup>10)</sup>を祝捷大使として派遣し、表面はどこまでも日本に厚誼をつくした。なお日本はこれにたいして伏見宮博恭王殿下を答礼使として朝鮮へ御差遣となった。

#### 注

- 1) 義親王。高宗皇帝(徳寿宮李太王)の五男。李垺のこと、義和宮に冊される。アメリカ留学後光武10年(1906)4月帰国、かれの帰国について『梅泉野録』は「義親王垺還、処于総監府、与博文暫不相離、……垺幼無令望、在外既無學問、唯湛于酒色、以善乘自行車有名、倭將行觀兵式、博文与長谷川帰国、垺亦隨往、蓋以十四日来、而二十五日去、十年還國留纒旬日、人愈疑之」と述べている(373ページ)。
- 2) 興宣大院君李是応、高宗の生父、1898年死去。
- 3) 旧名李垺鎔、大院君の孫、1895年日本に亡命、1907年還国、永宣君に冊され、陸軍参将、隆熙4年輔国、1917年死去。
- 4) 高宗の後、明成王后、乙未の変で日本人に殺される(1851—1895)。
- 5) 光武7年(1903)11月23日、韓国政府は「将来日俄開戦時、本國局外中立」を各国政府に宣言した(高宗実録、同日条)。
- 6) 李址鎔、大院君の兄興寅君李最応の孫、親日派、光武8年2月日韓議定書を外部大臣署理として調印、四月法部大臣として日本報聘大使に任ぜられ農商工部大臣、内部大臣を歴任、乙巳五賊の一人で併合後朝鮮貴族令により伯爵。
- 7) 日韓議定書は光武8年(1904)2月23日締結、この意義については藤村「日韓議定書の成立過程」『朝鮮学報』第61輯)参照。
- 8) 光武8年3月17日京城着、3月26日出発。
- 9) Horace Newton Allen. (1858.4~1932.12) 韓名安連、朝鮮駐劄アメリカ外交官。高宗21年

(1884) 公使館付医師として京城に赴任、同 27 年アメリカ公使館書記官となり総領事、代理公使を歴任、光武 9 年まで在任した。

- 10) 李載覚、莊宗の玄孫、義陽君。光武 6 年 (1902) 特命英国大使、典膳司提調、軍部砲工局長、宗正院卿をへて光武 8 年 3 月 16 日特命日本国大使、陸軍参将。

## (2) ポーツマス体制と韓国

こうした日露戦争が大団円を告げて日本の大勝と決すると、今まで内心あやふやな考をもっていた韓国に俄に夢から醒めたように周章狼狽して日露講和談判の結果を怖れだした。おそらくはこの戦争の結果いづれにしても韓国は自主権を失わなければならぬであろうと誰もが考えていたからである。そこで愈々ポーツマスに日露両国の談判が開始されると、政府はただちに巴里駐在の閔泳賛公使<sup>1)</sup>に日露講和談判の内容を一刻も早く探知して本国へ報告するように内訓を發した。そして米・独・露の各方面にもあらゆる方策を講じてこれが探查に努めたが容易に真相を知ることができない。ただ、米国公使アーレン氏が、

「講和条件の全部を知らせることはできない。又貴国としてもその必要はあるまいが、日本が朝鮮にたいしてある程度の優越権を獲得したのは事実である。しかし韓国の主権に変動を及ぼすようなことは絶対にない。韓国が自主を維持するかしないかは、一に今後の内治如何にある」

と教えてくれた。なお暫くしてパリの閔泳賛公使から米国の新聞に洩れた講和条件を詳細にわたってその実兄閔泳煥<sup>2)</sup>氏宛長文の暗号電報をもって知らしてきた。

閔泳煥氏は夙に日露戦争の結果が韓国の運命を支配することを覚悟していたものの、いま令弟より正にその予想に近い講和条件の通知を受けて驚愕おくところを知らず、倉皇として参内し電報を御上覧に供してしばらく何事か密議した。而してその後も連日拜謁を願て協議を続けていたが、後日承るところによると、日本がこの講和条約の批准をする前に各国に大使を派遣して、日本が日清、日露の両役を敢行して韓国の安泰を計って呉れた恩誼に対する謝意を披瀝すると同時に、韓国の主権に異常なきよう各国の保障を依頼しようということもそのひとつであったそうである<sup>3)</sup>。

これを陛下は頗る名案だと早速御嘉納になり、一方日本には前述の通り祝捷大使を派遣しておいて、欧州へは閔泳煥氏を派遣する御内勅まで下るに至った。

然るに何時の間に何処から漏れたか、これが林公使の知るところとなって公使は急拠参内、左右の退下を乞うて右の事実の有無を陛下に御伺した。すると陛下は一言のもとにこれを御否認遊ばされた。

「左様でございますか。それで私も安心いたしました。今のところ朝鮮は日本軍の占領地帯でありまして、万一にもそんなことがありますと、単なる外交関係だけではすみません。軍法によって嚴重な処断を受けなければなりません。このことを呉々も御承知遊ばされて、今後ともに細心の御注意をお願い致します」

と申上げて林公使は退出した<sup>4)</sup>。

其晩、閔泳煥氏が御召によって参内し、単独で数時間も御前に何事か申しあげていたが、その退下してきたところをみると青ざめた顔に不平悶々の情を湛えている。林公使からの抗議の為めか、それにしても余程の変事があったことと推量したから、予は静かに尋

ねた。「本日は何か御前に重大事でもありましたか」苦りきった閔泳煥氏は吐きだすように「万事已に休す。今になっては何も言うことはない」と言いすて「唯……」と長大息して

「国家緊急の際には非常なる事を行はなければ、非常なる結果は得られない。非常なる事を行うには、非常なる人間を要する。惜しむらくは今日の韓国にこの人物がない」と悲痛な一語を残したまま悄然と退下していった。翌日、某宮内官に会ったとき閔泳煥氏の昨日の御前の首尾を訊ねてみると

「どうした事でしょうか。陛下の御震怒は大変でございます。御対談中にも国家の存亡はお前達の関知する 処ではないと、いつにない陛下の大きなお怒りの声が聞えましたが、すると閔泳煥氏が泣いて何事か申上げて居たようで、それがどんなことであるかよく聞きとれませんでした。閔泳煥氏の御退出後、『朕が万機を親裁するから国を誤るのだ。大権を政府大臣に任すようにせよとは何たる暴言か。実に無礼な奴だ』と悉くの御逆鱗でおそばえも寄りつけませんから 其外の事はなにが 何だか 私共には一向解りません」

とのことであった。

後日、他より聞く処によると、閔氏は無理押しな日本の外交にたいし、陛下御一人で折衝にあたられることは益々陛下御自身を窮地に陥らしむるのみならず、国策としても決して有利でないから國務大臣の責任のもとにその決議を俟って陛下の御親裁を願うようにしては如何ですかと申上げたそうであるが、陛下にこの理の御諒解がかなはず全く御不興を蒙ってしまった次第である。

#### 注

- 1) 閔泳賛、閔氏の一門、閔泳煥の実弟。
- 2) 閔泳煥、アメリカ公使をへて、建陽元年(1896)ロシア皇帝戴冠式に特派され、軍部大臣、参政、学部、外部大臣を歴任、光武9年(1905)侍従武官長のとき自刃、忠正と諡せられる。(『閔忠正公遺書』)
- 3) 駐韓公使林權助は、明治38年(1905)7月14日付で、桂首相兼外相につぎの電報を發した。「信頼すべき大官の極秘として内報したところによれば、目下某外国にある李承晩なる者をして、近く開かるべき平和會議を機とし、米國に渡り某國政治家にたいし、目下韓國が日本より非常の虐待を受けおる 情況を述べしめ、列國ことに米國の厚意により韓國の獨立を保持せしむる様、尽力せしめんとの秘密協議宮中に行はれ、之が為多額の費用を支出する筈」林公使の報告によれば計画に参画しているのは李明翺、朴鏞和、李容翺であるという。これについて、駐米日置益代理公使は李承晩と尹炳求の運動を伝え、李承晩は閔泳煥の部下で、「当地において探聞するところによれば、内に在ては閔泳煥専ら之を画策し、外に在ては徐載弼之を援助し居るとの事」と報告している。(『日本外交文書』第38巻、第1冊、656—60ページ)

この報告により軍部大臣、帝室會計審査局長、陸軍副将李容翺は8月14日江原觀察使に貶された。しかしかれは赴任せず宮中で画策をつづけ、林公使は8月19日公文をもってかれの赴任を求め、今後の進退に関して林の同意を必要とする旨を通告した(同920—21ページ)。『梅泉野録』は「倭人銅江原觀察使李容翺」と伝えている(341ページ)。その直後かれは「欲結俄・法」して清國上海に潜行した。『高宗実録』9月14日条は「陸軍副将李容翺、身帯軍任、擅自出境、揆以紀律、不可仍置、為先免官懲戒如何」との上奏があったと伝えている。この事件について長谷川大将は李容翺に同情的で「李容翺は又貶せられ申候、彼れは到底政海に立つ事相成不申候。元來彼れは韓國人としては聊か色変りにて、且つ多少氣骨も有之、俄が外交官等の操縦に唯々諾々として服従する者に無之故に我公使館は彼れを毛虫の如く嫌い今回も我外交官らの為に貶せられたる由に聞及申候」としている(寺内正毅文書 38—11)。

- 4) 高宗は9月5日の東京擾乱事件の情報に耳にすると「此次講和条約は批准にいたらずして止むべく、平和克服にはわかに望むべからざるもの」と判断し、「戦争は依然継続せられ、露国は最後の戦勝を得、日本軍は満韓地方より掃蕩せらるべしと満面喜色を帯びて揚言」したという。度支部大臣関泳綺は、このように日本公使に内報するとともに、皇帝は排日主義にかたむき、宮中ではイギリス人ベッセルに内帑を下賜し、『コーリアン・デリー・ニュース』紙上で排日論を鼓吹させ、また李容翊を通じてロシアへ働らきかけることが決定せられたと伝えた（『日本外交文書』、同上、902—04ページ）。

他方、9月8日関泳綺を外部大臣としたほか趙同熙を農商工部に、尹容求を内部大臣に任用しようとしたが、林公使によつて拒否され、9月18日参政韓圭高のもとに内部李址鎔、外部朴齊純、法部李夏栄、学部李完用、農商工部李根澤、度支部関泳綺、軍部権重顕のいわゆる乙巳五賊内閣が出現した。ここにいう林公使の内謁の時期は9月18日直前と思われる。

### (3) 乙巳保護条約と関泳煥の憤死

そこで関泳煥氏は同志を糾合して、当面の国難を救うべく、西大門外の別邸に毎日秘策をこらしははじめた<sup>1)</sup>。しかるにはしなくもこれがまた誤って天聴に達し、関泳煥は謀叛を企てていると言う御疑をうけるにいたり、御信任は愈々地に落ち、お憎しみは益々加わって、そののちいくら参内して拝謁を願っても御許しかなかった。

一方、親日派の内閣諸公は林公使と相呼応して関氏の運動阻止にかかり、この対立した二勢力の間に挟んで、陛下は事実上孤立無援の状態にたちいたったのである。こうしたところへ伊藤公が遣韓大使として再度渡来し、遂に例の保護条約を強制的に調印せしめてしまった<sup>2)</sup>。

これを見て関氏一派は国家の大事今にしていたると、決然蹶起して必死の猛運動を開始した。すなわち万民疏（国民の国体的直訴の意であって、専制政治下においては為政者の反省をうながす唯一の手段であった。）を起して、代表者数十名は宮廷に押かけ保護条約の取消を陛下に嘆願したのである<sup>3)</sup>。しかし、すでに御信任を失った関氏一派の願いをお取あげになる道理がない。すげなく退出を命ぜられて、代表らは祖国の運命すでに決せりと憂国悲憤の涙を吞んですごすご引揚げた。しかし、憂国尽忠の至誠に凝り固めている一世の忠臣関泳煥氏は上奏いれられずんば、すなわち死を賜うのみと多数の同志に擁せられて、時しも12月の酷寒を昼夜の別なく平理院の庭に座して罪を乞うた。而して再三再四使を走らして御聖断をうながすと雖も依然何等の御批答がなく、はやくも3日は過ぎてしまった。

その3日目のことである。予は侍従武官府から命を受けて平理院に詰かかっていたが、夕方になってふと関氏の姿がみえなくなった。しかし、しばらくすると微醺を帯びて大変な機嫌で帰ってきたから、

「如何なされましたか」と訊ねると

「実は80才になる老母が予のことを非常に心配して、予の休息所にこの近くへ一軒家を借り、食物も暖い物をとそこで作ってくれているが、殊に今日は寒いからというので酒を奨められて一杯過ぎてきた」

という。

「折角、母が心配してくれるのだから、是からその休息所へ行ってゆっくり寝るつもりだ。諸君も毎日お役目大儀だが今夜は休んでくれ」

とのことで、予等も安心してその夜は帰宅して寝についた。すると午前5時と覚しき頃



急使がきて、昨夜閔氏が自殺したという知らせを受けた<sup>4)</sup>。予は腰をぬかさんばかりに驚いて、冬のこととてまだ暗いところを閔氏邸へと一目散に駆けつけた。ところが、閔氏邸は意外にひっそりしていて家人に訊ねると、槐井洞の閔家の執事の家だというから、またしても駆け出していくと、途中家人や親戚の人々に守られて本邸へ帰り来る閔氏の死骸を乗せた駕に出合うた。之について本邸へ引返すと直ぐ駕から蒲団にくるまれた死体をだして氏の生前の寢室へ運びこんだ。そして先づそのくるんだ蒲団から解きはじめると、なんともいえぬ腥い悪臭がぷんと鼻を衝く。ふと顔を見るとどうした訳か顎の処が妙に膨れあがって横に2寸ほど口を開けた咽喉笛の傷からはまだ血が流れでている。恨みともつかず怒りともつかず、かっと見開いた両眼が物凄くも亦哀れである。つぎに右手に握っている小刀をはずして灰色甲斐絹の衣服を脱がせると見事一文字に割腹していた。はじめ一度小刀をつたってて引廻してみたが小刀が爪切に使用する極めて小さいもので深く達しなかったから、さらにその傷の上を左に右に繰かえし切ったのであろう。その証拠には衣服の両膝に左右の手を拭いたような血痕がついていて、生血でぬるぬると小刀が扱にくくなると左右交互に小刀をもちかえてはその手の血を膝で拭ったにちがいない。そしてそれでもなお目的を遂げえなかったから咽喉を横にすり切ったであろうが、これとてもあの小刀では容易なことではなかったであろう。なんという壮絶な最後であろう。

執事邸の者の語るところによると、昨夜遅く突然閔氏が訪れてきて、今夜一晚厄介になるというので一室へ案内すると、「すこし書き物があるからこの部屋へは誰もこぬように、錠をひとつ貸してくれ」とのことで、なんの気なしに錠を渡すとそのまま皆床にはいったそうである。すると午前2時頃どこからともなく不気味な呻り声が聞えてくるので、家人はこはごは近づいてみると閔泳煥氏のいる部屋からではないか、力一杯戸を叩いて「御主人、御主人……」と叫んでみても苦しそうな呻き声のほか、なんの答もない。すわ、変事があつたに違いないと、家人一同を呼起して戸を打破り這入ってみると、そこにはもう虫の息の閔氏が鮮血にまみれて倒れていたそうである。

そのうち、ようやく死人の着替も終わった頃、門前にあたって不意に時ならぬわめきが起った。飛出してみると、まだあけきらぬ薄闇のなかに黒山のような民衆である。それが押しあいひしめきあいながら、「国柱は倒れた。巨星は墜ちた。」「烈士の最期を見せよ」「愛国の権化に一目会わせろ」などと嵐のような騒ぎである。憲兵が来てようやくこれを取鎮め、すべての門は戸を閉めて錠をおろしてしまった。

それからしばらくして8時頃長谷川軍司令官<sup>5)</sup>が山口副官<sup>6)</sup>を従え馬を飛ばして甲冑に來た。予が出迎えると「朝鮮における唯一人の畏友を喪った。実になんとも遺憾に堪えない。訃報に接してとりあえず駆けつけてきた。御家内へよろしくお伝えしてくれ」と暗然として帰られた。

それにしても、日本にたいする憤怒に狂乱する民衆のなかをよくも無事にこられたものである。予は將軍の勇氣というよりもその友にたいする至情に感激すると同時に心中ひそかに御帰途の安全を祈った。

なおひとまず死体の始末がつくと平素閔氏が手離さなかった手鞆を一同立会の上で開いた。中から5通の遺書があらわれた。1通は陛下へ、1通は国民一同へ、1通は林公使宛、ほかに列国公使宛に1通、御母堂、御令弟へ各1通であった。これは沈相勲氏<sup>7)</sup>がま

とめて一時保管したが、翌日親族会議の結果、各名宛に発送することになった。もっとも御上〔朝鮮国王〕へたいする1通はあまり内容が激しかったとかで天覧にいれるのを御遠慮申しあげ、後日陛下から特に御所望をうけてもたって御辞退し、現に同家に秘蔵されている。

一般国民への分は<sup>8)</sup>、『大韓民報』および『毎日申報』へ発表した。すると果然これが国民に一大センセーションを与え、閔氏殉国のあとを追うもの、朝に野に続出し、義兵またたちまち諸方に鋒起して一時騒然たるものがあった<sup>9)</sup>。

想え、軍神乃木將軍の殉死と閔泳煥氏の自刃。事情こそ異なれその君を思い、国を愛する精神にふたつがあろうか。大和に咲くも高麗に咲くも桜は桜、忠義は忠義である。ともに流されたその真紅な鮮血こそ高潔な人格にのみ咲く赤誠の華でなくしてなんぞ。

上、陛下におかせられても、そぞろこの忠勇義烈な閔氏の自刃を不憫に思召され、かつは生前の勲功を賞でられて特に国葬の礼を以てし、追諡して忠正公と称した。聖恩の厚きを以て閔氏も瞑すべきであろう。なお遺骸は全国民の哀悼裡に未曾有の盛儀をもって竜仁郡筵山に埋葬された。

それから数カ月ののち、閔家の家人がずっと締切ってあった閔氏の寢室をあけて変時の時、血に濡れた衣服を脱いで置いた洗面所の板の間をなに思はず剥ぎあげると、これは不思議、閔氏生前の崇高なる人格そのままを象徴するかのようになり、一本の若竹が青々と生えていた。予もこれを見た1人であるが、その葉の数が閔氏の逝いた年齢と同じであったのも一奇である。時人は称んで忠義竹といい当時これを詠んだ詩文は何方にもおよんだものである。

最後に閔泳煥氏の項を終るに際し、想起すは伊藤〔博文〕公がはじめて渡韓せられて氏の晩餐会に招かれたときのことである。公は閔氏にむかって、「貴下は有名な親孝行者であるそうであるが、孝子の門に忠臣出づということがあるからかならずや韓国での忠誠の士であろう」と述べたのと思ひあわせてまことに感慨が深い。

## 注

- 1) 9月25日閔泳煥は「日本の措置は韓国の利権を奪取するものにして是れ扶植の義に非ず。阿諛の輩をあげて大臣を担任し、施政の改善という。畢竟李根沢、李址鎔の輩と連絡し利権を奪う凶謀なり。陛下泛々としてこれに動き、彼の術策に陥るなかれ。今に至り韓国万鑑の運動なければ必ず日本人の手中に帰せん。窃かに方略を設け日本奪権の漸を防杜する是れ急務なり」と密奏した（明治38年9月29日大谷参謀長書簡）。
- 2) 韓国保護国化の方針は明治38年（1905）10月27日の御前会議で決定され、11月2日伊藤博文を特派大使として派遣が決定、10日入京、韓国政府を強圧し17日保護条約を調印した。
- 3) 11月26日趙秉世、李根命ら69人が庭請上疏を開始した（『大韓季年史』下、182）。
- 4) 11月30日朝。
- 5) 長谷川好道、山口県出身、明治37年2月日露戦争に出征、6月大將に昇進、9月韓国駐劄軍司令官。同41年12月軍事参議官に転じ、参謀総長をへて大正5年10月より同8年8月まで朝鮮総督。
- 6) 山口十八、陸軍大將山口素臣の養子、陸軍士官学校11期、当時大尉。
- 7) 度支部、軍部大臣をへて議政府賛政。のち皇帝譲位事件における騒擾には同友会、文友会の黒幕として多額の資金を提供した。
- 8) 国民にたいする遺書は「警告韓国人民」と題されつぎのごとくである。「嗚呼、国恥民辱乃至於此、我人民、行將殄滅生存競争之中矣。夫要生者必死、期死者得生、諸公豈不諒只、泳煥徒以一死仰報皇恩、以謝我二千萬同胞兄弟、泳煥死而不死、期助諸君於九泉之下、幸我同胞兄弟、千

萬倍加奮勵，堅乃志氣，勉其學問，結心戮力，復我自由獨立，則死者當喜笑於冥冥之中矣，嗚呼，勿少失望，詎告我大韓帝國二千萬同胞」（『閔忠正公遺稿』225 ページ）。

- 9) 義兵中著名なものは忠清南道の前議政府賛政崔益鉉，前參判閔宗植の率ゆるものである。閔は光武 10 年（1906）2 月蜂起し，5 月 19 日洪州を占領した。崔益鉉も保護條約締結から日韓條約に反対し，全国の儒生に排日を訴えていたが，5 月帰郷すると，全羅北道の林炳瓚らとはかり蜂起し，6 月 12 日淳昌付近で戦鬪をまじえた。（『大韓季年史』下，211—220，『梅泉野録』375—81 ページ）殉死者は前參判洪万植，宮内府特進官趙秉世ら十数名がつづいた。林公使は長谷川大将と協議のうえ，国民感情融和のため殉死者を国葬し諡号を送ったが，桂兼任外相は 12 月 7 日，「新協約反対の趣意を以て自殺せるもの却て優遇を賜るの例を見るに至りたるは遺憾とする所なり。ついでに貴官は韓廷をして将来斯かる不心得の行動を嚴重に戒むるの詔勅を發せしめんが為至急必要の措置をとらるべし」と訓令した（『日本外交文書』第 38 卷第 1 冊 958 ページ）。

#### (4) 伊藤統監と高宗皇帝

ここで話は元へもどるが，伊藤公と韓国宮廷との最初からの関係を改めて申しのべると，伊藤公が第 1 回慰問使として渡来<sup>1)</sup>するに当っては，韓国上下は何かいやな煩い問題でももってくるだろうとおおいに危惧したものだが，いざ来てみると案外何の要務も帯びて来たわけではなく，真実慰問のために来たのだったから湧きかえるような大歓迎をうけた。ことに英雄崇拜熱の盛んな当時のことであるから東洋一流の大政治家を迎えていたところ民衆は熱狂した。陛下におかせられても，「聞きしにまさる大人物である。朕にも伊藤のような傑物が臣下にいると心強いが」と，日本皇帝の御幸福をしきりに御嘆賞あそばされた。そして伊藤公の滞城 5 日間は国賓としてあらん限りの歓待をした。これにたいし，伊藤公は熱心に韓国皇室の安寧を保障する一方，皇室はもちろん各方面の顯官たちへ莫大な贈物をして交歓につとめた。

かくして，伊藤公が予期以上の成功をおさめて帰国すると韓国は外部大臣李址鎔氏を答礼使として東京へ差遣することになった<sup>2)</sup>。するとこの答礼使がその帰途意外な情報をもたらして来た。それは日本における伊藤公と軍閥の確執である。そのばではなんの気なしに聞きながされたこの情報こそ日本にたいする今後の韓国外交に重要な影響をおよぼすことになったのである。

それはさておき，日露開戦間もなく成立した例の日韓議定書にもとづいて，やがて長谷川陸軍大将が朝鮮駐劄軍司令官として赴任して来た<sup>3)</sup>。早速，信任状を陛下に捧呈すると陛下はみるからにあたりをはらう堂々たる將軍の威風を頼もしく思召されて伊藤公に遙らぬ御信任を搏するにいたった。

陛下から韓国の治安に付て宜敷く頼む旨の優渥なる御詔が降ると，大将は日露戦争の今日までの概況を一通り奏上してのち，

「爾後露兵は一步といえどもこの韓国の領土を踏ませません。抑々日露の開戦たるや，東洋平和保持のため，わが日本天皇陛下のやむにやまれぬ正義の大御心から起された義軍でありまして，日本のためのみならず陛下の御国のためにも是非とも勝たなければならぬ戦であります。就ては強豪ロシアを相手に非常な危険を冒して兵を進めたわが国の一片の俠氣にたいし，かつ貴国御自身のためにこのうえ一層の御援助を賜りたいのであります」

と申しあげると，

「まことに日本皇帝の御厚意は感謝のほかはない。もちろんわが韓国は全力をあげて援

助しよう。なお將軍は貴国陛下に尽された余分の誠忠を以て朕をどうか輔佐して貰いたい」]

と仰せあって宮中の軍司令官係を親ら御指定になられた。

そのうち、伊藤公が遣韓大使として再度渡来し<sup>4)</sup>、例の保護条約をむりやりに締結してしまった。ここにおいて公にたいする昨の信望はたちまち怨嗟の声に一変し、国論沸騰、排日の叫びは全国を席卷するにいたった。しかしこのなかにあつて唯一人韓国皇帝だけは左程この保護条約に御不満を感じておられなかった<sup>5)</sup>。このことは側近の信認厚い者たちのみの知るところで皇族、閣員といえども夢想だにしなかったところであろう。もちろん陛下は表面にはおくびにもそんな御気配を示されなかったからである。なにゆえに陛下がこの屈辱的保護条約にむしろ軽い御安堵さえ抱かれたかということ、韓国は由来清国の属国として、最近日清戦争前までは何事も清国の支配干渉をうけていて、このたびの保護条約はその清国にかうるに日本を以てしたに過ぎないのである。いずれ日露戦争の結果は韓国の運命に影響することはあきらかでも、まかり間違えば滅亡もしかねない今日のばあい、単に外交権を日本に与えただけで曲りなりにも今後なお国家の形式を保持することができるというならば、まことに不幸中の幸であるのみか、その代償の僅少ですんだことをかえって祝福しなければならぬ。換言すれば韓国の将来はこの保護条約によって保障されたも同様で、そのためにこうむる多少の屈辱はこれはやむをえないというのが陛下の御真意である。

こうして国民の排日熱とは反対に益々陛下が親日にかたむかんとしているところで、日露戦争は都合よく日本の大勝利に歸し、伊藤公が統監として愈々乗込んでくることになったのである<sup>6)</sup>。

陛下が心から伊藤公を御歓迎なされたのはいはずもがなである。あたかも師伝を迎えられるかのようにおよろこびあそばされて稀有の優詔を賜い、伊藤公をして感泣せしめたのは実にこのときのことである。

しかし、唯ひとつ陛下が伊藤公に御不快を感じられたのは、伊藤公が義親王を連れてきたことである<sup>7)</sup>。さきに遣韓大使として来鮮するに当てもわざわざアメリカからこれを呼び迎えて帯同したが、今また統監として赴任するに際しても同伴した。そして旧邸へはいれないで公使館の近くに邸を構え、憲兵、巡查をもって常に警護せしめ、いざ参内だというときも厳めしくも仰々しい護衛の列を立ててくりこんでいくので、御鐘愛の御弟英親王<sup>8)</sup>を次代の皇儲たらしめんとする陛下としては非常な御不安を抱かせられたのも御道理である。

然らば、伊藤公はなにゆえに自分にたいする御信任を損じてまでも、こんな意地悪い嫌がらせを敢えてしたのであろう。

そもそも伊藤公が統監となるにあたっては猛烈な陸軍側の大反対があった。

山県〔有朋〕、桂〔太郎〕の諸公をはじめ陸軍の巨頭連は、戦後陸軍の昇天の威力をかって韓国統監も陸軍から出そう、それには児玉大将<sup>9)</sup>が適任だということで、あらかじめ御膳立ができていたところ、伊藤公がその裏を搔いて海軍側をつつき、台湾総督<sup>10)</sup>は陸軍から出しているのではないか、今また統監まで陸軍が占めるにいたってはあまりに偏頗であると横槍をいれさせたのである。そしてまんまと漁夫の利を占め、いつのまにか自分が統監

の椅子をうばってしまった。

だが任地の韓国には長谷川大将という豪の者が頑張っていて、山県公一派と脈絡をつないでいる以上、とりはとっても伊藤公としてすわり心地のよい椅子とはいえない。そこで明治陛下にたいし、どうせ統監に御親任して下さるならば、元帥の称号を授けていただきたい、それでないと統監の任務がつくしがたいからと、あつかましい奏請をした<sup>11)</sup>。もちろんこれは長谷川大将に対抗するためである。

しかし、文官で元帥などという無鉄砲なことがいかに伊藤公といえども実現するはずがない。山県公の一蹴にあって御聴許にならなかったが、そのかわりこれをもって長谷川を指図せよと御佩用の軍刀を御下賜になったそうである。

それにしても、韓国では当時一進会が陸軍と提携して全島をかきまわしていたからどこまでも陸軍と対抗する以上、伊藤公としてこれに対応するなんらかの策がなければならぬ。すなわち、義親王を擁して韓国皇室をあるいは威嚇し、あるいは牽制しながら心のままにこれを操縦し、犬猿のあいだにある陸軍側の鼻をあかしてやろうと考えたのである。

しかるに、この折角の苦肉策も陛下の伊藤公にたいする御信任を傷つけるばかりか、かえって韓国陛下から乗ぜらるる間隙を与える結果となった。すなわち、陛下はかねて答礼使のもたらした情報を利用すべく、伊藤公にたいする御不満をそと長谷川軍司令官にお漏らしになったのである。

すると大将は「吾々は同じ日本人ではありますが、統監のやりかたは実に不愉快であります。はたしてなんの目的をもって義親王におともしてきたり、あんな真似をするのかその真意を解するに苦しむ次第であります。しかし、御安心を願います。不肖長谷川が韓国治安維持の職責にある以上、皇室へは一指だも染めさせませぬ。吾々軍職に在る者は他のいずれの階級よりも皇室を尊重し、これに忠勤をはげむ念に厚いのであります。ゆえになにか事があれば長谷川にさえ御下命下されると御意のとおりきと断乎たる処置をとって御覧にいますから、なにとぞ御軫念をおやすめ下さい」と露骨な口吻で伊藤公排斥を表明したから、随炎寒離、自然陛下の御心は軍司令官の方に傾いていった。伊藤公はようやく疎んぜられるようになった。なお伊藤公は就任以来、政府各部に日本人の顧問をおいて内治一切に干渉し、最初外交権のみ日本に委ねるように考えておられた陛下をして御失望せしめることはなはだしかった。ことに官吏の任免に容喙し、宮廷警察を新設したことは、いたく陛下の御逆鱗にふれ、もはや少しの屈辱はやむをえないなどといってひそかに御満足しておられなくなった。

くわうるに、そこへ伊藤公から義親王を陸軍副將に任じ、軍部賛謀官に補したうえ<sup>12)</sup>、なお相当の御資産を与えられたいとの奏請があった。

あまりに御聖旨を無視した伊藤公のこの専横に陛下もいまはことごとく御憤懣になって、ついに統監更迭の秘策をめぐらさるるにいたったのである。すなわち陛下は統監と陸軍との軋轢の際に乗じてその目的を達せんとし、当時すでに後任として世評の高かった参謀総長児玉源太郎大将に統監として来任せられたいという御親書を発せられた。

この使をしたのが後年穩田の行者とよばれて有名だった飯野という易者である<sup>13)</sup>。飯野は陸軍の巨頭連、ことに児玉大将とは昵懇だというのである者の推薦により選ばれたのである。

ちょうどこれと相前後して、日本では凱旋観兵式が挙行せられ<sup>14)</sup>、伊藤公の進言によって義親王が祝賀大使として派遣されることになった。もちろん陛下はいやいやながら伊藤公の言であるから余儀なく勅許せられたのであったが、この大使派遣が陛下の御真意からでないということは早くも情報となって日本の陸軍側の耳にはいつていた。

## 注

- 1) 明治37年(1904)3月17日、仁川着、同日入城、3月26日京城発。
- 2) 李址鎔は当時法部大臣陸軍副将、3月26日日本報聘大使に任命、4月19日—28日日本滞在。
- 3) 明治37年9月4日、大本営は韓国駐劄軍司令部の編成を改正し、8日、陸軍大将長谷川好道を軍司令官に任命、20日、つぎのような要旨の訓令を与えた。1. 韓国駐劄軍は韓国の防衛及秩序の維持に任じ、帝国公使館および居留民を保護すべし。2. 韓国駐劄軍司令部は京城に位置すべし。3. 韓国駐劄軍司令官は其任務の遂行上、事的外交若しくは韓国施政に関するものは在京城帝国公使と協議すべし。4. 常に京城に多数の軍隊を駐劄せしむるを要す。  
長谷川軍司令官は落合豊三郎参謀長を帯同、10月13日京城に着任した(『明治軍事史』下1422ページ)。
- 4) (3)注1)参照。
- 5) 明治38年7月表勲院総裁関丙爽が日本視察にきたとき、高宗は大江卓の裏面工作に応じてつぎのような委任状を関に手交し、伊藤博文を最高顧問として招聘することを委任した。「朕の日本における爾来信頼最も深し、思うに我が独立を鞏固にし施政を改善せんには、日本皇帝陛下の信任せらるる元老中を我最高顧問となし諮詢の任を兼摂せしむるにあり。宜しく朕の主意を体し、日本に赴き熟慮し来れ」これについて林公使は、韓帝が「我方の歡心を迎へんと計画せらるる場合は、他の一方に向ひ全然反対の運動を内密に画策せらるることを思はざるべからず」と指摘し、皇帝は韓国独立の保証をうるためにアメリカで李承晩を活動させることを決定したと伝えている(『日本外交文書』第38巻第1冊、656、908ページ)。
- 6) 日本政府は明治38年12月21日統監府および理事庁官制を公布(勅令第267号)、翌39年2月1日開庁し、統監伊藤博文は3月1日釜山到着、2日京城に入京した。
- 7) (1)注1)参照。
- 8) 英親王、李垠(1897—1970)高宗の七男、純宗(昌徳宮李垠)の世子となり、隆熙元年(1907)9月立太子、同年日本に遊学、東京地方幼年学校(大正2年7月10日卒業)をへて陸軍士官学校卒業(大正6年5月、第29期)、妃は梨本宮守正王の女、以後は日本軍人として累進、昭和15年中将、第51師団長、第1航空軍司令官をへて軍事参議官、戦後京城で病死。
- 9) 児玉源太郎(1852—1906)山口県出身、明治36年10月参謀本部次長、37年6月満州軍総参謀長、39年4月参謀総長、同年7月23日死亡。
- 10) 台湾総督は明治29年6月桂太郎就任後、乃木希典、児玉源太郎と大正8年に田健次郎が就任するまで陸軍武官が就任するのが例であった。
- 11) 山辺健太郎『韓国併合小史』は伊藤が「元帥の資格で統監になった」と記しているが(182ページ)、それはこの記述の方が正しい。なお原敬が伊藤統監にあつたころ、かれは「文武両方を統轄し、かつ朝鮮を扶掖して日本の累となさざること」を方針としていると語った(『原敬日記』明治38年12月24日条)。  
伊藤は37年3月渡韓時に韓国の実状を視察し、統監を置くことを内定したが、このときは武官の統監のもとに文官の副統監をおくことを考えていたようである。しかし、韓国をめぐる複雑な情勢に対応するために、陸軍の強い現役武官制の要求を抑えて自から出馬を決意すると、統監の武力掌握による政策の一元化のために「軍隊に対して元帥と同格」を要求した(大島健一談『伊藤博文秘録』314ページ)。
- 12) 「光武10年4月8日、義親王擲任陸軍副将、同15日、陸軍副将義親王擲命往参日本国観兵式同18日、任贊謀官」(高宗実録)。
- 13) 飯野吉三郎は新興宗教の教祖、はじめ児玉大将に二〇三高地の陥落を予言し、適中してその信任をえ、山県元帥など有力者に出入した。とくに宮中の実力者下田歌子と結び皇后に影響を与え政界で暗躍した疑問の人物。1930年死亡。
- 14) 明治39年4月30日、青山練兵場で挙行、外国人631名が陪観した。

### (5) 伊藤統監と兎玉大将の対立

さて予も随員の1人に加えられて、大使一行が下関まで来ると、かねて打あわせてあった宮内省からの出迎人がまだきていない。一行は仕方がないからひとまず春帆楼に投宿して、統監は田中〔光顕〕宮内大臣にあて、やつぎばやに急電をとばした。その結果、翌々日になってようやく伊藤、栗原両式部官が西下してきて3日目に下関を發った。

こうして一路新橋駅に着いてみると意外にも一行は貴族院議長官舎へ案内されるというではないか。もともと国賓として御宿泊所も浜離宮ときまっていたものをこの思いもよらぬ突然の変更で伊藤公は烈火のごとく憤激した。しかし、いまさら切齒してみたところですでにきまっているものを仕方がないから、案内されるままに一行は柔順しく議長官舎へはいった。そしてそのうちに観兵式日も迫ってきたから宮内省を通じて陸軍大臣へ、当日義親王の御陪観次第書を請求すると、「本観兵式は陛下が日露戦争における将卒の労苦をねぎらわさるるための観兵式であって外国人らの陪観すべき性質のものではない」という、けんもほろろの挨拶である。ここにおいて今迄自重し、隠忍してきた伊藤公の怒りは一時に爆発した。だがこうあっさり突はなされては再び陸軍省へ抗議を申込もうにも取付くしやがない。一時おおいに狼狽したもののそこは伊藤公である。大決断を以て急拠参内し、委曲を奏上して明治陛下の御仁慈におすがり申した。

すると明治陛下は、「よし、然らば観兵式へは朕が同伴しよう。当日はそのつもりで早々に参内せよ」という、いとも有難い御沙汰であった。

なお、このとき明治陛下から陸軍省へ賜った御詔をもれうけると、「朕に戦捷の将卒を観閲してくれとのことで、今度の観兵式は行われることになったのだから、朕がこれに臨むに際し何人を何名随えようが朕の自由であるべきはずである。そのつもりで用意しておくように」とのことであったそうである。

さて愈々その当日になると我義親王は勅詔のとおり早朝宮城へ参向した。すると明治陛下は特別の御思召をもって義親王の御馬車を御鹵簿のなかへ加へさせられて、しかも皇太子や各宮方の先登を鳳輦直後にしたがえさせられて御臨幸になった。伊藤公の得意や思うべしである。かくして凱旋観兵式の御陪観も無事終了し、義親王の御使命は完全に果されたのだが、種々の事情があってその後しばらく御滞在せられることになった。

そこで予は、或日宇都宮〔太郎〕大佐<sup>1)</sup>を陸軍大学に御訪ねした。大佐は当時大学の幹事を勤めておられて「久しぶりだったなあ。元気だったか」と何時にかわらぬ御元気で、歡び迎えてくれた。

予は平素の御無沙汰を詫び、留学時代の御高恩を謝して、なつかしい大佐の面に見入った。すると大佐は、

「どうだ、近頃の様子は……」

と、早速話を切りだしてきた。

予が予の近況を一応申し述べると、次は時局に関し談論風発、これも終ると昔話に移って何時まで経っても話は纏綿として尽きない。御勤先のことではあるし、よいかげんに切上げておいとましようとするが、「まあ、まあ」といつてなかなか離そうとしない。それでもまだ話足りなかったから、その夜大佐邸を訪問してゆっくり話をすることにして、ようやく放免された。そこで約にしたがい夕刻私服にかえて四つ谷の御宅へ伺候すると大佐

はすぐ酒を出してきてそれを飲みながら3、4時間も歓談に花を咲かせた。

「君の話の様子では、君の将来ははなはだ有望だ。このうえにもおおいに活躍しようとするにはどうしても相当な大人物と結託する必要がある。君のことであるから朝鮮側の人物とはすでに連絡をとっていることだろうが、今後日韓の関係は益々濃厚に緻密になるばかりだから、日本方面の巨頭とも連繫しておると大変都合だろう。日本は承知でもあろうが目下のところ政党政治が行われていると言いつ、総理大臣は必ずしも政党の首領でなければならぬと限られてはおらぬ。しかしと云って総理大臣たるほどの者がそうざらにあるわけではなく、万人のみるところ、みずから一定の少人数に限られていて伊藤、大隈、松方、西園寺これを軍部では山県〔有朋〕、桂〔太郎〕、山本〔権兵衛〕、児玉〔源太郎〕位のものである。このうちでも児玉大将は一番年は若い、徳望において、頭脳において他の諸公に優るともおとらぬ大人物で、今は参謀総長に納っているものの平時においてはほとんど用のないあんな閑職にいつまでも留まっている道理がない。ことに政治家肌の大将のことであるから、いずれはその方面にも驥足を伸ばされるであろうことは想像に難くないのである。してみると君としてこの人の御眷顧をうけるということは、将来を非常に有利に導く所以であろうと思うがどうだ。君に異議さえなければ明日でも大将に会って俺からひとつ紹介しよう」

「有がとう御座います。子供の時分から大変御世話様になっていまして<sup>2)</sup>、日本における親のようにも思っている貴官のことですから毛頭異存はありません。もっとも、児玉閣下は私が成城中学にいたとき、校長をなさって(ママ)いまして全然御面識がないでもありませんが<sup>3)</sup>、何分古いことではありますし、多分もう御記憶下さりますまいと思えますから、此際紹介していただければまことに結構であります」

「そうか、では吾輩が明日君の旅宿へ使をやるから待っておれ」

「どうかよろしく願ひいたします」

と、そんな話もあって、その夜は辞去した。翌日になると午後2時頃、真夏の炎天に汗を拭き大佐の馬丁が手紙を届けてきた。披いてみると、「今夜午後7時に児玉大将の御宅へ伺うことになったから、6時半までに車に乗って自分の家まで来い」とのことである。

予は「承知しました」と簡単な返事をしたためて使にもたして帰した。そして夕方6時すぎ、フロックコートを着用し、宇都宮邸へ出かけると、大佐は羽織袴で、2人は車を連ね牛込薬王寺前の児玉邸へと急がせた。やがて児玉邸へ着くとあらかじめ主人の命令があったかして、執事が予等の来るのをちゃんと玄関に待ちうけていて洋館の2階へ案内された。

執事は大佐に向い、

「実は只今主人は外出中でございます、先程出先からの電話によりますと、あなた方がお見えになったら、はなはだ相済まぬことだが、しばらく待っていただくようにとのことではございましたがお待ち願えましようか」

「ああ。そうですか」

大佐は予を顧みられて

「どうしよう。君の都合はどうだ」

「私は一向、差支えありません」



「そうか、閣下は大変忙しい御身体で滅多にお目にはかかれぬから、では待とう」

「待ちます」

と執事へ答えると、執事は暫時奥に消えていたが、再びでてきて

「できるだけ早く切あげて御帰りになるそうでございますから、御迷惑でも少しの間お待ち願います」

と伝えた。そして間もなく茶菓が運ばれだされたが、その茶菓子たるや、洋菓子もあれば和菓子もあり、果物もあればアイスクリームもあり、その他、時節柄冷たい飲物が種々並べられて、テーブルのうえは埋めつくされた。待つ間程なく40分位もすると、玄関にあたって「御帰り」と言う元気な車夫の声がきこえ、やがて紋附袴の児玉大將が莞爾として現われた。

宇都宮大佐は立って、

「今日お話し上げた韓国侍従武官魚潭正領であります」

と、予を紹介してくれた。すると大將はつかつかと予に近寄ってきて、予の手をとると力強く握りしめ

「久しぶりだった。偉く出世して立派になったなあ」

と意外に親しい打とけたお言葉である。

「あれからもう何年になったかなあ。今日宇都宮大佐から今夜君の来てくれるということを知って大変嬉しかった。処があいにくと今夜はよんどころない用事があって、実はそれをすっかり失念して宇都宮君には約束をしてしまったのだ。なにその要件というのは宇佐川<sup>(4)</sup>の娘と斉藤義夫という中尉<sup>(5)</sup>とが今夜結婚するのでね。自分がその媒酌人だったから、こいつだけははずすわけにゆかぬし、いやどうもはなはだ失敬した」

「どう致しまして、私の方こそお忙しいところをお邪魔いたしまして」

「いやよく訪ねてくれた。ひとつ京城の話を知りたいか。君どうか伊藤は……朝鮮の方の評判は……良いかな。悪いかな。忌憚ないところを聞かして貰いたいが」

短刀直入の御質問に、予はいささか面喰って

「伊藤統監でございますか」

「うむ」

「今、義親王について吾々と一緒にこちらへ来られています、なにしろ私たちは滅多にお話する機会もありませんので、どんな方が良く知りませんが、大体朝鮮では上下ともに評判の良い方でございますよう」

「そうか、それで君の意見は……伊藤にたいする。ないことはあるまい、遠慮なくいってくれ。」

予はいよいよ返答に窮した。

「そう御追窮せられても、私は全然政治方面には関係がありません、それに私は統監にはうけの良い方ではありませんから、私の評判は公平を欠くおそれがありまして、はなはだ迷惑いたします。このことだけは平にお許しを願います」

と、苦しい答弁をすると

「よしよし、それなら君の意見は判った。伊藤に君は反対だろう。あたりまえだ。朝鮮人として誰が好むものか。きまりきった話だ。それだのにおかしいではないか。伊藤は

東京へ帰ってくると、お上はもちろん、吾々にたいしても朝鮮は国王をはじめ人民どもまで自分を信じきっていて、自分の善政を謳歌しているなんて嘘ばかりいっている。ちょっと待ってくれ、君に今見せるものがある」

といって、大将はいったん部屋をでられると、手鞆を提げてはいつて来られ、その中から何か朝鮮紙の書面を1通抜いて

「これはなにか知っているか、この書面の意味を俺に聞かせてくれ。これは2、3日まえ来たばかりだ」

予はなんであろうかととりあげて見てみると、どうして大将の手にはいったのか正しく韓国皇帝陛下の御親書である。念のため偽物ではないかと調べてみたが、確に真物である。しかもその内容があまりに意外な重大事であるから、驚きいって考えこんでいると、

「これは一体どこから出たものか、なんのことだ」

大将はどこまでも御存じない体のお訊ねである。

「これは私の国の陛下の御宸翰であります」

閣下はすかさず

「御宸翰というのはどこで判るか」

予は紙面を指して

「ここに黒い印判がありますが、これは御啓字と申しまして、非公式の御内密の書類へお用いになっております」

「そうか。するとその文面の意味は」

「閣下が韓国統監になって来られることを切望するという意味のようであります」

「うむ。そうか。自分も多分そんなことだろうと解していたが、それにこれを持参した奴もそんなにいっていた。これを持ってきた奴というのは格別隠す必要もないからいうが飯野という男で少し易学をやっている、伊藤などへも出入するし、俺とも懇意である。その飯野がどうしていつの間に君の国へ行ったのか、またどうして宮廷へはいつてそんなものを托されてきたのか、俺には判らぬが、君の国の方では俺の名を騙って種々悪いことをする奴がいるに違いない。なにかそれについて聞いたことがあったらいつてくれ。君の国の陛下にはまだ一度も拜謁したことがないのにそんなことをいつて来られるは迷惑至極だ」

「私にもこれがどうして飯野なる人の手に渡ったのかさっぱり見当がつきませんが、それにしてもこの印判と文面をみると、たしかに偽物ではありません」

「たしかに真物だな。俺もそう思っている。ではこれはどうだ」

とおっしゃって、今1通の書面を取出された。みると予の親友某から大将に宛てた手紙である。

「この者は私と同期の親友で、現在軍職にある者ですが」

と、いいながらその内容を読んでみると、飯野の持参する御親書は決して怪しいものではないから、然るべくお頼みする、ということが書いてある。

「では、それは留学生の1人であったのか。だが俺はちょっと知らない奴だ。察するに君の国の陛下と飯野とのあいだには、この者が介在して俺を利用しているんだろう。それはとにかく、伊藤が韓国皇帝陛下に御信任のないということは、これらをもって瞭

らかに証明されたから、ひとつこれをもって伊藤に突込んでやろう。

しかし、直接伊藤にこれを渡してしまえば拙いから、明後日外務大臣<sup>6)</sup>の晩餐会でまず小村<sup>7)</sup>に見せて、伊藤もどうせ出席するだろうから小村から伊藤の手に渡すようにしよう。嘘にもほどがある。伊藤は韓国の皇帝は自分が起きよといえど起きるし、寐よといえど寐るほどの御信頼をこうむっているなどと法螺を吹いているが、みんな真赤な嘘だ」

予はこれを聞いて心中大変なことになったと思った。そうして伊藤、兎玉両巨頭のあいだに御宸翰がもととなって問題が紛糾するようなことがあると、第一苦境に立たれるのは故国陛下御自身である。そしてそれがひいては国家を窮地におとし入れ、どんな危機を招来せんともはかりがたい。予はそう思うと、たちまち暗い心持になって、閣下が京城の話や台湾総督時代の話をなさるるに浮かない応答をしていると大將は急に形を改め、「君に訊くが……」と、意気込んでこられた。

「そもそも日露戦争はもっぱら韓国の存在が基因となり、ひとくちに言えば、韓国をいずれが取るかの争いであったのだ。良いか。日本が勝てば日本のものだし、ロシアが勝てば韓国はロシアのものなんだ。日露戦争はこの点において日清戦争と同一の談ではない。その性質目的が全然異っている。君はこのことについて異見があるか。あれば言うてみよ。各々自国のための主張であるから個人にとられる必要はない。卒直にいつてもらう」

「左様でございますか。どうせ韓国の運命は日露戦争の結果によって決せられるとは、吾々も考えておりましたが、現在の保護関係以上に……」

「もちろんだ。俺たちの伊藤に気のくわないのはそこなんだ。保護国がなんだ。せめて連邦ぐらいまでやらなければ駄目だよ。君は反対か。賛成ならばこのうえ公私ともに親交を続けることができるが、万一不同意ならば互に敵国人として公には剣を以て相見えなければならぬぞ」

「そうでございますか……」

予は圧倒的な大將の氣勢に吞まれて今は反撥の気力もなく、嘆息とともにようやくかすかにこう答えるよりほかなかった。

大將は予の心持などには頓着なく、なお

「いったい、朝鮮にはどんな人物がいるのか、中心人物といえど誰れか」

「御承知のとおり、私の国は君主専制でありまして、したがって君主をめぐる貴族団体が自然中心勢力をなしているわけでありまして、現在のところ一進会などの民衆団体が表面さかんに活躍しておりますが、およそこれらは土民の烏合の衆にすぎません。日本はこれを政略の具に使っているようでありまして、韓国の感情を害するばかりで結局なんのうるところもありません。伊藤統監の近来評判の香ばしくないのも、その原因のひとつはここにありまして、わが国ではきわめて少数の両階級さえ利用すれば、たいいてい問題はたやすく解決ができます」

「いや、東学党がおこり一進会が勢力をはって来たのは韓国が君主専制で外戚その他貴族階級が横暴専恣をきわめた結果だろう。なにも日本が策動したからではない。だが、韓国を統治するうえにおいて、こうした民衆団体を線縦するがよいか、あるいは貴族階

級と提携するが良いか、それはおのずから別個の問題で、実際その局に臨んだ時の状況に応じなければならぬ。とにかく今日は君主の周囲に中心勢力があるとし、そのなかには相当おそれるべき人物でもあるのか」

「さあ……」

「いなかろう」

「お察しのようであります」

「そうだろう。いぬだろう。大人物がいればみすみす韓国を今日の難局におとし入れはすまいからねえ」

予はそのすきに話題を転じて

「閣下、話は変わりますが、私達は何時になったら帰れるのかまだきまっていませんで困っておりますが」

「帰ることが決まらん。どういう訳か。義親王はもうお役目をすまされたではないか」

「さようでございます。なにか統監の方に御都合があって引止めておられるようでありますが、私は最初京城を発つときは往復2週間ぐらいのものだろうと思っていましたのに、かれこれ1カ月もたちましたが、まだ一向帰国の模様がみえません。殿下は御任務を果されたし、私たちも今では殿下と別居して番町の公使館跡に宿泊してしまし、もはや随員としての用はほとんどないのであります。ですからいっそのこと私だけは自由行動をとろうかと思っております」

「よかろう。なにも任務をおえたのちまで残る必要はあるまいじゃないか。伊藤はきつと自分の用のためにお引止めしているんだろう。不都合千万な話だ。俺の考えでは君の帰るのはちょっとも差支えないように思うが念の為めだ軍司令官に話して帰れ。なに長谷川大将まで愚図々々いえば俺から話をつけてやる」

「ありがとうございます、第一に殿下のお許しを受けなければなりません。そのついでに伊藤統監のお邸にも行ってお願いしできるだけ正式の道を履んで帰るようにしたいと思います。なお、さっそく御聴許をえまして各方面を御挨拶にまわっておりますと2日や3日はかかりますから、そのうち帰国の日が決定いたしますればもう一度お邪魔に参上することにして、今夜はこれでお暇致しとうございます。」

「そうか、それは暑いところを御苦労だった。帰りがきまってももうきて貰はんでも良いから、なにか用があつたら宇都宮大佐の方へ報じてくれ。文通でもそうだが、大佐まで伝えておいてくれれば自然俺の方へは通じるから」

「畏まりました。では失礼いたします」

「ごきげんよく。失敬した」

思いのほか長座して児玉邸を出たときは、だいぶ、夜がふけていた。宇都宮大佐とは明晩また会うことを約して途中で別れて帰った。

翌日になると、予は早朝貴族院官舎に殿下をお訪ねし拜謁を願って

「今日すでに殿下は御任務を終らせられ、したがって私共としましても、なんの用もないのにこのうえ、東京に便便と逗留する必要はないかと思っておりますから帰国させて頂きとうございます」

「どうしてそんなに長く滞在するのか、自分にも解らぬが、統監がひきとめるから余儀

なくいるような訳だ。帰りたいなら統監に話をしてみよ」

「もちろん統監にもお願いしてみますが、なによりもまず殿下のお許しがでなければ、私としては帰るに帰られません。なにとぞおききとどけを願います」

「そうか。自分にはほかに沢山扈從員もいることだし、おまえ1人が帰っても差支えはない」

「そうでございますか、ではひとあしお先へ帰らしていただきます。なおこれから統監邸へいってお暇乞をしてみます」

と予は退下した足ですぐ靈南坂の伊藤邸へ行って古谷〔久綱〕秘書官に単独帰鮮の旨を述べ、統監へよしなのとりなしを頼んだ。

「そうですね承知いたしました。ですが今迄幾度もそんなお話のあった都度いつも統監からいわれましたとおり、統監の御意嚮としては皆様と一緒に帰りになることを御希望になっておられまして、今しいてお1人で帰られるためには相当の理由がなければなりません。たとえば、政府からの帰朝命令があったとか、あるいは特別の家庭的事情があるとか、どうせ統監からも必らずそのことをお訊ねがあると思いますからそのところをはっきりお答え下さい。失礼ですが、御滞在費でも御不足だというのでありましたら、なんとか当方で調達いたしますから御遠慮なく言って下さい。で、出来るならもう暫らくいて王殿下と御一緒せられたいのですが、いかがです」

「ありがとうございます。折角、御親切に言ってくださるのをなんですが、是非帰らねばならぬ事情がありますのでひとつ御取次を願います」

「そうですね、ちょっとお待ちください」といって秘書官は奥へ入って、しばらくして出て来た。

「お話し申しましたがね。強いて帰られるならば、統監としても別に御異存はないそうですが、ただ京城にお帰りになってからのことについて少しく御注意したいことがあるそうで、明日午前10時までにごこちらに来て貰ってくれとのことでしたが。」

「では、明日お伺いいたしましょう」

といって予はそのまま帰宅し、昼食をすまして陸軍省に出かけ大臣および宇佐川軍務局長にお暇乞をし、薬王寺の児玉邸へも廻って名刺を置いてきた。そして夕方前夜の約束どおり宇都宮大佐邸を訪れた。

大佐は昨夜の児玉大将の御話を細かに註釈して説明してくれた。予も隔意ない所見を述べて将来自分のとるべき態度などを相談し、いずれにしても御教示はかならず遵守する旨を誓いお別れの挨拶をして帰った。

翌日朝早く8時前であったろう。伊藤邸から使がみえた。なんのことかと思って出てみると500円の金と古谷秘書官の手紙をもっている。そしてその手紙には貴官の旅費として500金、統監から御贈与さるるのであるから同封受領書に捺印して使の者に渡して貰いたいと書いてあった。予はなにも統監から旅費を恵まれる覚がないので、使の者と一緒にその金を持って伊藤邸へ行った。すると古谷秘書官がいきなり、

「統監からの金はお受取りになりましたか」というから、

「実はその金のことでできましたが、あれはいったいどうしたのでしょうか。私として統監から金を頂く理由がありませんが」

秘書官は慌てて

「いや、何もあの金はそんな怪しい性質のものではありません。長い逗留で皆様も不自由なされておられるだろうからというので、随員一般に今度旅費を支給されることになり、高級者は500円宛になっております。もちろん統監が帰任すれば韓国政府から返して貰う金で官費ですからなにも御心配な事はありません」

「ああ、そうですか。私はまた統監から贈与するというお手紙でしたから、そんな訳もない金はいただけませんのでここにもって持って参りましたが、そういうことでしたら頂戴いたしておきましょう」

予はそのばで受領証へ捺印して秘書官に渡した。そして

「昨日お約束した時間よりはすこしくはようございますが、お目にかかっていたけませんかでしょうか」

「取次いでみましょう。お起きになっておられますから」

間もなく秘書官は

「今日はお忙しくて御都合が悪いそうです。もう1日待って明日来てもらいたい。時間はいずれ御通知するとのことですが」

という返事だった。予は

「そうでございますかね。では明日……」

といって辞去したものの、心中統監の御意志の如何を問わず、断然明日帰国すべくすでにこのとき決心した。金に詰って駄々を捏ねているだろう。旅費をやって1日延ばしに延べさせておけば落着くだろうくらいに統監は思っておられるのではあるまいか。統監は王殿下にたいしても足留策として朝野知名の士を勧説し、今日は甲の宴会、明日は乙の園遊会、明後日は丙の晩餐会と或は八王子、大磯にまで連出すなどして間断なく歓迎会を催しては御機嫌をとる一方、自分は留任問題に関し陰に運動している模様であった。

さて、帰宅すると予はその夜のうちに荷造りをすませ、翌日は伊藤統監に名刺だけの告別をして侍衛連隊長李根馨正領と2人で東京を發った<sup>8)</sup>。

#### 注

- 1) 宇都宮太郎 (1861—1922), 陸士旧7期, 明治38年3月大佐, 明治39年4月一同4年5月陸大幹事, 大正7年7月一同9年8月朝鮮駐劄軍司令官。
- 2) 魚潭は陸士在学中のころから宇都宮太郎(当時大尉)のところへ出入していた。宇都宮は參謀本部第三部, すなわち外国の軍事および地理, 諜報, 軍事統計を扱っていた部門に所属して朝鮮人留学生中より軍職志願者を選抜した関係から, 朝鮮人留学生の世話をしていた。
- 3) 成城中学ではなくて士官学校予備校である成城学校, 川上操六校長歿後, 陸軍次官児玉源太郎が校長となった。
- 4) 宇佐川一正 (1849—1927), 明治35年4月陸軍省軍務局長, 同39年7月中将, 同41年12月東洋拓殖總裁となり, 同44年11月後備役編入。
- 5) 齊藤義夫 陸士10期, 明治36年11月一同40年11月陸大在学, 後年中将となり退役後召集, 第14師團留守司令官。
- 6) 林董, 明治39年5月19日外相就任, 晩餐会は就任披露の宴会であろう。
- 7) 小村寿太郎, 明治39年1月9日外相より枢密顧問官に転じた。6月6日特命全權公使となり英国駐劄を命ぜられ, 7月18日東京を出發した。
- 8) 5月下旬のことと考えられる。

### (6) 高宗皇帝の対日政策と魚潭の立場

予がなんでそんなにまでして単独帰国するに至ったか、そこには種々の複雑な理由がある。予は常に統監をはじめ他の随員たちから邪魔者あつかいをうけてきた。すでに随員詮衡のはじめにあたって統監府は極力予の排斥につとめたのだが、軍司令部が幸に強硬に頑張ってくれたから、ようやく一行に加わることができたのであって、その無理がいつまでも祟り、その後ことごとくに随分意地悪い継子いじめをうけた。あたかも陛下や軍司令官の間隙でもあるかのように白眼視されたのである。また事実そうやって宣伝した者のあった事を後日になって知ったが、そんな事情であったから予としては実にたまらなく居苦しかったと同時に、そっちがそっちならこっちもこっちだという一種の反抗心を手伝ってあんな異端的行動をとった次第である。

かくて愈々京城へ帰着すると、その翌日参内して出発以来の経過を委細陛下に復命した。すると、陛下はすでにその大半を御承知になっておられて、

「義親王は伊藤統監が無理に引きとめて帰さないそうではないか、あんな子供を籠絡して朕をおどしたり、嫌がらせたりするために統監は腐心しているだろうが、今後はどんなことをいい出しても絶対に信用をおけない。日本は拳国一致して韓国の侵略を目論んでいるのである。しかし、一時強制的に我国を征服することができても、果して世界列強はこれを黙ってみているだろうか。日本のやり方は現今世界の趨勢に通ぜざることにはなはだしい。我国と啓齒輔車の関係にあるならば、それだけ務めて親和提携して行かなければならぬはずなのに、我国の感情を無視して国交を害することばかりしているが、それでは結局日本自身の不利益である。このへんの理屈がどうして日本に理解できないのであろう。まことに遺憾である。

なお、兎玉大将に飯野を遣はしたのは同大将側からの要求があったから応じたに過ぎぬ。もちろんこのことには充分なる証拠もある。従前ならばなにを措いても前もって伊藤に通知するのであるが、約に背き朕の意を蹂躪して独断専行、自儘勝手な振舞ばかりする者には、もはや当方としても毫も義理を立てる必要はない。どうせ現状に変化のないかぎり、日本との妥協は覚束ないであろう」

陛下はこの日、いつになく御気色も荒々しく、激しいお言葉であった。予は、急激な陛下の日本および統監にたいする御感情の悪化にいささか面くらって暫くはお返事に惑っていたが、

「小臣がこのたび日本に行って朝野知名の士に会うごとに言はれましたのは、日露戦争の結果、韓国の運命は決したのだからその心算でおれということでありませう。日本の韓国侵略は古くから唱えられてきたところでありまして、今や強敵ロシアをたおした昇天の余威をかり、これを具体化し実現せしめんとすることは当然のことでありませう。日露講和談判の結果をみますのに、表面上日本は戦勝国でありながら、あの多数の人命と多額の戦費にたいして一文の賠償金をもえられず、ただ僅かに樺太半分の割譲をうけただけのようにありますが、その実日本はそれ以上に別にうるところがありますればこそ、この屈辱的講和にも甘んじたのであります。

ロシアが数十年にわたる極東政策を一朝にして破壊し去り、その勢力を東洋から根本的に駆逐したことは日本にとって実に莫大な利益をもたらしたといわなければなりませ

ん。

すなわち、東洋における日本は今や絶対優越の地位を獲得して、あたかも無人の境を行くがごとき概があります。わが韓国にいたしましても自然その傘下にしがうべき必然の運命にあります。今更我国がいかじたばた藻掻いてみましても到底この運命の枷を脱することはできません。といて、もちろんこの際他国の力を借りることは御無用であります。元来一国のことはなにごとに依らず、その国の一存によって決すべきで我国の存亡もいつに我国自身でもってこれを決しなければなりません。それにしても我国をして今日の難局におちいらしめたのは、これことごとく臣等の忠誠の足らざりしがためでありまして、まことに恐懼にたえません。

なお陛下は、世界各国の意嚮が我国に有利なように御解釈のようであります。我国にたいする日本の特権地位は列国のすでにみとめているところであると思えますから、無暗に日本に楯ついては却て自ら墓穴を掘るような結果になるかも知れません。全智全能の陛下ではございますが御参考までに愚見を奉る次第であります」

「しかし、10年ののちには必らず日露両国の間に再び干戈が交えられると思う。それまではなるほどお前がいうとおり暫く隠忍しなければならぬかも知れぬ」

「無論、大ロシアとして東洋の弱少国たる日本に敗戦して何時までも泣寐入りではおりますまい。かならず復讐戦をおこすときがあるだろうと思えますが、かりに露国がそれに勝利をえたとしても、韓国としては何等これによりて国運の好転を期待することはできません。露国の野心は日本以上であります」

「それもそうだが、ロシアの野心は専ら清国にあって、先年露帝よりの親書によると、韓国は隣邦にたいする緩衝地帯として永久に独立を保障するというを言っている」

「左様でございますか。ですが日本にいたしましても、日清戦争のときは韓国の独立のために戦うのだとあんなに声明したではございませんか。それが今日よう豹変したのでありますから、露帝の御宸翰など決してあてにはなりません。これを要するに日といい、露と言い乃至清といい他国は何国といえども信頼できませんから、この点くれぐれも御聖慮を煩わします」

こうして予は退下したが、わずか1カ月位の間にかくも陛下の対日感情を激変せしめた原因は果して奈辺に存するのであろうか。なにさま勝手が狂っていて最近の様子が判らないから、予は暗中模索しながらお話をしなければならなかった。

帰途〔韓国駐劄〕軍司令部および参謀長官舎に帰国挨拶をしまわり、夜になって野津〔鎮武〕氏を訪れた。ここでも出発以来の経過を一通り説明し、なお本日御前における模様をお話すると、野津氏は

「近頃また朝鮮の元老や外戚達がしきりに蠢動して排日熱を再燃させているそうであるが、これにたいし朴齊純参政大臣<sup>1)</sup>に宮内大臣を兼務させたらという案もあって、或は近々実現するかもしれない。なにしろ李根澤<sup>2)</sup>らが李址鎔氏のあること、ないことを陛下に讒訴するので李址鎔氏はすっかり信任をおとしまして、これに伴って朴齊純氏も今では御信任がないそうだ。君はどうか。陛下の御信任に変わりはしないか。」

「いや、私のようなものの数にも足らぬ者にもとより御信任などということのある筈



もなく、したがって変りのある道理もありません」

「しかし君。伊藤さんのことやなにかは申上げてはいけないよ。統監は元来君と良くなかったところを今度また君が強情をはって単独帰国したんだから、さだめし御機嫌を悪くしているに違いない。それでも軍司令官の諒解をえてきたのは良かった。なんだか東京では義親王の行動をさぐる密偵あるいは監視員として陛下が特に君を随行せしめたんだと言っているそうぞ。だから継子扱にされたんだ。君は知っているかもしれないが、これは義親王や李根滸たちでいいふらしたということだ。だがそんな情報はいっても軍司令部は一向信じなかった。凱旋観兵式をみてきて真にその模様を陛下に復命しうる者はまず君より外にはないというので司令部自身推薦したのだからね。日本の宮内省や外務省は血眼になって君の動静を探查していたらしい。君が児玉大将に会ったことも陸軍大臣を訪問したことも総てこちらへ情報がきているが格別なにも悪いところへ出入した訳ではないし、軍司令部としてはなんにも思っていない。参謀長も君を信じきっている。しかし統監はやはり君が別の使命をおびてきている者と信じて何かにつけ煙たがっておられたであろうから今度かえって来られたら村田〔淳〕少将<sup>3)</sup>を通じてよく君の真意を伝えて貰うがよい。そうして統監の諒解をえておかんことには、今後君の活躍上になにかと都合が悪かろう。俺からも村田にいうにはいっておくがね」

「畏まりました」

と後は雑談を交して予は辞去した。かくて野津氏のお話により、渡日以来の自分の位置なるものがおよそあきらかになって、いだいていた疑惑がいくぶん氷解したから今度は朝鮮における留守中の政情の変化を知るために予は侍従武官長趙東潤<sup>4)</sup> 副将を訪問した。

平生近い交りをしていて大変心安い間柄であったから、「ヤア帰ったか」と喜んで迎えてくれるものと思っていると、予期に反してなんだかよそよそしく沈みかえっている。とりあえず、予はひととおり日本行の報告、帰国の挨拶をすませて、

「京城の政界は近頃どんな様子ですか」

とたずねてみた。趙氏は依然渋りきって沈思を続けていたが、ようやく重い口を開いて

「吾々の前には今大きな陥穽が掘られつつあるぞ」

「と言いますと」

予は思わず膝をのりだした。

「過日、朴齊純氏が陛下に拝謁した時、趙東潤は相当徳望もあり、地位もある大官として今まで敬意をはらってきましたのに、聞くところによると、軽挙浮薄とるにたりない年少者魚潭正領輩になんでもかんでも相談してほとんど魚のいうがままになっているようであります。魚潭のごときものを近づけるようでは趙東潤もはや御信用なさってはいけませんまいと申上げたそうぞ。もちろん陛下の我々にたいする御信任を毀損すると同時に、我々相互の間に水をさす目的のための陋劣な中傷手段に外ならないのである。上官が部下を信じ、部下の学才に信頼するのになんの不都合があろう。しかもそんな誹謗を陛下に言上するにいたっては御上をおそれざるもはなはだしい。実に憎むべき不逞漢である。いずれ君の耳にもはいることだろうが、誰がなんと言ったって自分の心持は従前に変りはないから、君もそのつもりでいてくれ」

「勿論のことではありますが、そのことはどこから聞かれましたか。陛下からでも……」

「いや、どこから聞いたかその詮索は無用である」といって、「どこから聞いたのか、自然に君にも判る時がくるであろう。まあ今は事実だけ知っておってくればよろしい。なお、こんなことは絶対秘密だが、君は今諸方面から睨まれていて、これは最近この2、3日前のことだったが、魚潭のような雑輩を君側においては日韓の国交にも障害があるからと陛下に君の転職を迫った者がある。陛下はこれにたいし一言のもとに拒否せられたようだが、とにかく君を君側から除こうとして暗中飛躍しているもののあるは事実で、それには自分が君の味方をしては都合が悪いから、まず我々2人の仲から離間しようとしているらしい。だから、互に警戒してその行動に注意しなければならない。」

「承知いたしました。御注意は感佩のいたりであります」と頼んで辞した。だが、さてそんな話を聞いてみると滅多なことではできない。下手なことをして乗ぜられてはと思つて、その後は自重してことさら行いを正し、口をつぐんで平々凡々に毎日勤務していた。

すると、予が帰国して1カ月位して、義親王の一行も帰国してきた<sup>5)</sup>。予はこれを出迎えて殿下および統監におさきに失礼したお詫や渡日中お世話になったお礼の挨拶をした。統監は格別御機嫌を損じている様子もなくいささか予も安心した。

#### 注

- 1) 朴齊純、外部大臣として乙巳保護条約に調印、韓圭高参政の辞職後かわって参政大臣となり、さらに隆熙2年(1908)宋秉畷が失脚すると李完用内閣に入閣、併合条約に賛成した。F・マッケンジーは「朝鮮の自由のための闘い」で、朝鮮で最良の、もっとも有能な政治家と評しているが(邦訳、81頁)、その根拠は不明である。
- 2) 李根澤、軍人出身、侍従武官長、李址鎔とともに乙巳五賊の一。
- 3) 村田淳、陸士旧2期、明治35年5月少将、同39年2月—42年8月、韓国統監府付武官、同8月中将に昇進、大正3年5月待命。
- 4) 趙東潤、軍務協弁より累進して陸軍武官学校長、陪従武官長、侍従武官長を歴任、その間2回にわたり軍事視察のため渡日、光武11年(1907)12月李王垠の日本留学に陪従。
- 5) 明治39年6月22日、蔚島より軍艦沖の島に乗船6月23日京城到着。

#### (7) ハーグ密使事件と一進会

なお、この当時京城では義親王と伊藤統監の関係から推して、次代の皇位には義親王が踐祚せられるであろうという風説が盛んに伝えられていて、遂には宮廷までこの流言がおこなわれるにいたった。そこで陛下は非常にこれを御軫念遊ばされ、果して義親王と統監の間にそんな默契でもあるのか探査せらるることになった。

すると事実統監から義親王に、「大義は親を滅するということがある。韓国のためには今上陛下に御讓位を願って、殿下が皇位につかれるが良いでしょう」と申しあげたことのあることが判明した。しかし、義親王はこれにたいし、暫くの猶予をもとめ、王妃の実父金思濬氏<sup>1)</sup>および顧問劉世南、黄鉄<sup>2)</sup>などを集めて評議した結果、金思濬氏は天下掌握はこの期をおいてなしとばかりに大賛成で殿下の御決意をうながしたが、劉世南はこれに極力反対して諫止したそうである。

劉世南の反対理由とするところは、第1に殿下は国内に殿下を支持する羽翼をもたれないこと、次に殿下の徳望が未だ治者たるに足らざること、すなわち殿下は御幼少より所々に流転せられていて帝王としての御学問もなく人民の親しみも薄い。なお第3としては、宮廷に内応する有力なる人物のないこと。最後に陛下の御意志に反して、いま殿下が皇位

にのぼらるることは道義上許されないこと。すなわち、私には親に不孝となり、公には臣として大不忠であるというのである。これをもしおして御即位せらるるようなことがあると、必らずや大禍を招く時がくるでありましよう誠意をこめて御諫言申上げたので殿下も非常に御感動せられ遂に劉世南の説に服されて、自分はその任でない、別になんの理由も述べず体よく統監に断わられた。すると統監は「そうですか」とこれまた強いて奨めるでもなく、唯、宮内大臣を通じて義親王に相当世襲財産の御下賜を斡旋しておいて完全にその関係をたたるにいたったそうである。

統監としては自分の思う通りに踊らない義親王にはもう用がなくなったからであろう。なお、最近問題になっている香椎源太郎管理の鎮海湾漁場はその御下賜財産のひとつである<sup>3)</sup>。さて、探査の結果、以上のような情報が天聴に達すると、一時陛下は非常に御激昂になったが、それでもことは未然に終ったのでようやく安堵せられた。

それはとにかく、保護条約成立以来排日熱はとみに高潮して極度に憤激した国民はどこどころに義兵を起すにいたり、国内の平穩はたちまち破れて、秩序は紊乱し遂に政府は軍司令部に協力を求めて討伐鎮撫の軍隊を出動せしめるという大擾乱となったが、一方また宮廷においてもこれに呼応して該条約をくつがえさんとする潜行的に種々の策謀が行われた。

英人バーセル<sup>4)</sup>をして『毎日申報』を発刊せしめ、日々の激越な論調で排日を喧伝せしめたり、米国宣教師ウォンダード<sup>5)</sup>に巨額の金を与えて欧州各国を巡廻せしめて日本の横暴を訴えせしめるなど、あるいはドイツ公使ワイベーキ男爵の帰任に際してはカイゼル宛の御親書を托したりしたのである。この御親書は公使が帰途船中で俄かに死去したので、結局ドイツ皇帝の手には届けられなかったらしいが、その内容は勿論保護条約に関する日本の不法を鳴らしてドイツの援助を求めたものである。

なおこの御親書については、こんな風説もあった。高義敬氏<sup>6)</sup>の実弟高義晟なる者が、公使と陛下の仲に立っていて運動金を途中で自分が瞞着し御親書は実は公使の手へさえも渡らなかったのが真相だというのである。

以上の外、韓国の運命に致命傷を与えた例のヘーグ密使事件<sup>7)</sup>もそのひとつである。別の項で述べたように、日本の詰問にあって陛下は絶対にこれを否認せられたが、それはその場のいいのがれで、事実は陛下御自身差遣なされたに相違なかった。はじめ陛下はこの秘策を参政大臣朴齊純氏にうちあけられたところ、朴氏は、

「私が参政大臣であり、宮内大臣である以上、陛下が韓国のためと思召して為さるることでござりますれば、何事も御自由になされませ。そのことの如何、その結果の如何を問わず私が全責任を負うて、陛下に累をおよぼすようなことは神盟に誓っていたしません。したがってその内容についての私への御相談は御無用であります。御安心になって万事御聖慮のままにお取計らい願います」

と胸を叩いてお引受した。この己を空しうして絶対的に陛下に奉仕せんとする朴齊純氏の誠忠には、陛下もことのほか御満足せられて朴氏の御信任は俄かに厚くなった。そして、何事も陛下の御自由にといいのであるから、さしあたり宮内にはたちまち排日党をもって堅められ、あたかも日露戦争前の状態を再現するにいたった。朴氏も御信任のあるにまかせて自分の腹心を悉く宮内省にいれしめた。何故に朴齊純氏がこんな態度に出たかという

に、保護条約は朴氏が外務大臣の時締結されたもので、前にも述べたごとく氏は従来あまり陛下の信任をえていなかった。そこで条約の締結は大勢上やむをえなかったことを暗に弁明し、自分の赤誠愛国の志を披瀝せんがために以上のようなことを申しあげたのである。

もっとも、一説には陛下を責める口実を作るために、統監府とはかって陛下に自由な御行動をとらせ、その失態の生ずるのを待とうという策略であったともいう。

「日本は臣をすっかり信じておりますから、臣さえ陛下の側近にいれば、陛下が御内密になにをなさろうとも発覚のおそれはありません。大船に乗ったようなお心持でこの際御意のままに何事でも為されませ」

この朴氏の言をどこまでもお信じになった陛下は愈々〔第2回〕万国平和会議<sup>9)</sup>に密使を派遣せらるることを御決意になって、その準備に着手せられた。

ところが、鼠が猫の首に鈴をつけにゆく童話のように結構ですとは言っても誰1人では私が行きましようと言いだす者がない。使者の人選には陛下も御苦心なされた結果、当時ウラジオストクに亡命中の前軍務大臣李容翊氏<sup>9)</sup>に御相談せらるることになって、その親戚の某を密行せしめられた。李容翊氏は陛下のためなら水火も辞さない忠誠の士で、したがって陛下にも非常な御信任があった。

使の行った時は、あいにく刺客に襲われて重傷を負い臥床中であつたそうであるが、

「大いに賛成である。誰彼というより自分をお願いしてでもその任に当たりたいが、病気のために行けないのは遺憾千万である。よろしい。では自分が適任者を御推挙しよう。」  
といて、李俊<sup>10)</sup>、李覚鐘<sup>11)</sup>以下4名を推薦した<sup>12)</sup>。そして、「この4名ならば、かならず立派に御使命を全うするでありますよう」とお返事申上げた。

すると陛下は、ヘーグ密使のことは告げずに取敢えず4人をウラジオの李容翊氏のもとへ遣わされることになり、先に使した李氏の親戚の者が李氏宛御親書を携えてこれを案内した。ここにおいて李容翊氏は4人の者にたいしヘーグの平和会議に行くこと。そして日韓保護条約が韓国陛下の御意志にもとづかないことを列国に訴うべきことを命じ、なお種々の訓戒を与えて出発せしめたのである。これからこの4名の密使がヘーグへ行っての活躍は知る人ぞ知るところである。

以上が予の知るヘーグ密使事件の大要であるが、予がどうしてこのことを知ったかというに別項ですすでに話したように、趙東潤氏に随て日本へ軍事視察に行つて帰国したとき<sup>13)</sup>、陛下から親しく以上のことを承つたのである。

そのとき陛下は、

「朴齊純は学者肌で堅実な精神家として信頼していたところ、朕のはなはだ見誤りであつた。かれは言語に絶する小人である。朕はすっかり謀られた。実に口惜しくて堪らない」

とも仰せられた。

なお、ヘーグの万国平和会議においては、保護条約が韓国陛下の御意志によつたものではないということと、韓国が列国と取りかわした諸種の条約文は現に韓国政府が握つていて韓国は依然独立国であると主張せしめたが、これはまことにとらわれた幼稚な議論ながら、当時、韓国の皇室においては固くこの理論を正しいものと信じていて、保護条約締結

と同時に重要な外交文書はすべて宮中に引取り、金庫に納めたうえ、フランス教会堂にこれが保管を委託したのである。日本政府はこんなこととは知らぬから、外交関係の引つぎに当って約章の在所をしきりにたずねるけれども、外部の方は知らぬ存ぜぬでとうとう判らぬまま1年余を過ぎてしまった。するとどこからともなく約章はフランス教会に隠置されていることが知れてきて、しかも陛下の甥御に当る越南昇氏（現在南京亡命中）が内命に依て教会堂へ持参したことまであきらかになったから、統監府で教会にその引渡しを請求すると、預かった覚えもなければ趙某なる者も知らない、てんで応じようとしな。仕方がないからまたしばらく放ってあったがその後、日本政府と各国との交渉の結果、これらの約章は全部破棄することになって、無効の物を何時までも隠す必要がないから陛下の御譲位後李完用内閣のときに、ようやくとりもどすことができた。それはさておき、このヘーグ密使事件こそ実に太皇陛下の御譲位を余儀なくせしめた直接原因であり、同時に日韓併合の大団円にいたる重大な遠因ともなったのである。

しかし、ヘーグ事件は単にそれらの原因、すなわちきっかけにすぎなくて、この原因にもついで機運をそこまで促進せしめた有力なる原動力は例の一進会<sup>14)</sup>の活躍である。

就任以来、次第に韓国陛下の御信任の薄らいできたことを自覚した伊藤統監は、陛下がそのうえ種々の術策を弄して自分を陥しいれようとしておられることを知って、韓国を自分の意のままに統治するにはまず皇室から改革することの必要を悟って、前述の通り義親親王の擁立を策してみたが、見事これは失敗に帰してしまった。そこでその他の貴族両班を物色してもそれらは悉く皇室中心主義で手がつけられない。

思案に余っているところへ現われたのが一进会の宋秉峻氏<sup>15)</sup>である。宋秉峻氏ら一进会はもともと軍司令部と策応して、日本軍部のためには随分尽してきたが一向酬いらるるところがない。伊藤統監が辞任すれば陸軍から後任が来るというので痺をきらせて待っているけれども声ばかりで、さっぱり実現しそうな模様がなくこれでは一进会としてうだつあがる望みがないから軍閥にそろそろ嫌気がさしかかっているところへ、伊藤統監の皇室改革運動を聞込んだ。ぬかりのない宋秉峻氏はここぞとばかり伊藤統監にたいし、「韓国宮廷は隠謀の巢窟であって保護条約反対の各地の暴徒も実は皇室から使喚しているのである。我が一进会が政権を得れば、それら暴徒の鎮定はもちろん皇室の改革もきつと断行してお目にかける」と説きたてた。

伊藤統監はすでに一进会には思召があって色気たっぷりであったから、待ってましたとばかりたちまち情意投合してしまった。

そして一进会は統監に楯つく、時の韓国政府を盛んに攻撃しはじめたのみならず、会員多数をして元老大官の邸宅を襲って脅迫したり、或は隊を組んでは市中を横行闊歩して処々で民衆を相手に過激な路傍演説をしたり、単なる示威運動以上に始末におえない暴れ方をした。それが余り目にあまるので軍司令官は遂に治安維持のために宋秉峻、李逸植氏ら一进会の主なる者を憲兵隊に拘留してしまった<sup>16)</sup>。これを聞いた統監は早速軍司令部にたいし釈放方を交渉したが、長谷川大将がいっかな聞ききいれなかったから、夜中電話をもって直接小山〔三巳〕憲兵隊長<sup>17)</sup>に宋秉峻氏らの放免を命じた。小山大佐は統監の命令ではあるし、即時これを放免した。ところが今度は長谷川大将が大変な立腹である。ただち大佐を3週間の重謹慎に処し官舎には歩哨を立てて交通止を命じた。そして陸軍省に上

申してとうとう停職にしてしまった<sup>17)</sup>。

ここにおいて一進会と軍部との関係は完全に断たれ、反対に一進会と統監の関係は愈々緊密を加えてきた。すなわち、一進会は陛下とは越すに越せない隔壁ができたうえに、陸軍からは常に圧迫を加えられている孤立無援の伊藤統監の唯一の武器となり味方となって遂には宋秉畯氏の入閣<sup>19)</sup>となり、その他2、30名内外の者をして局長、観察使級の椅子を占めさすことをえて、益々勢力を増長し、例の御譲位をも実現せしむる機運をつくったわけである。

こうなると陸軍も黙ってはいられない。伊藤統監並に一進会に対抗する民衆団体を組織する必要にせまられて、日本皇太子御渡鮮の際随行してきた桂大將は病と称して特に1週間余も天真楼に居残り<sup>20)</sup>、大垣丈夫氏を参謀として議をこらした結果、民声に必らず2ありという議をたてて、金嘉鎮、尹孝定、権東鎮氏らの巨頭を動かし大韓協会<sup>21)</sup>を創立した。そして『大韓民報』を発刊して統監政治の不義不正を爬羅剔抉し、さかんに統監および一進会に応戦あるいは挑戦した。

かくて暫くはこの対立的勢力が相争闘し鎗を削ったが、結局こんな間接微温的な圧迫では統監の腰があがりそうにないので陸軍は遂に最後の手段に訴えた。すなわち、統監府官制を変更して従来の天皇直隷を廃し、総理大臣隷属とし国家の元勳として体面上おるにおられなくしてしまった<sup>22)</sup>。

それでもなお伊藤統監は韓国の元老貴族を東京に同伴してまで猛烈に留任運動を試みたが効を奏せずして枢密院議長に納まるの余儀なきにいたった。だが行掛上意地としても陸軍に統監の椅子を渡したくないというので副統監曾根〔荒助〕子爵を後任に推挽した。そして副統監には山県元帥の子息伊三郎氏が就任して<sup>24)</sup>、半島を舞台とする陸軍対伊藤公のさしもの激しい暗闘も遂に幕を閉じたのである。

#### 注

- 1) 内蔵院卿、議政府賛成をへて光武11年3月宮内府特進官。
- 2) 農商工部協弁をへて江原道觀察使。
- 3) 1930年頃二重売却問題が起った(齊藤実文書831参照)。
- 4) Earnest Thomas Bethel 韓名襄説、英語紙『コリア・デリー・ニュース』および朝鮮語版『大韓毎日申報』を刊行した。1906年10月日本は排日的記事による治安破壊として告発し、領事裁判により1908年3月禁錮のちソウルにもどったが1909年5月死去した。
- 5) Dr. Underwood アレンと交替したアメリカ人宣教師。
- 6) 日本公使館参書官、宮内府礼式課長で東宮大夫となり、併合後は李王職務務官となった皇帝側近の親日派。
- 7) 1907年オランダのハーグで開かれた万国平和会議に韓国王は密使を送り韓帝国全権委員として会議に参加、独立庇護を提訴しようとしたがとりあげられなかった。密使派遣に先だち韓国は提唱国であるロシアの意向を打診したが、外相イスヴォルスキーはかえって駐露公使本野一郎に通告したために計画は失敗に終った。この事件の発生を契機に日本は韓国皇帝の譲位をすすめ内政の全権にかんする日韓協約の締結を急いだ。
- 8) 1907年6月15日—10月18日。
- 9) (2)注3)参照。李容翊は1906年5月4日上海からウラジオストークに来たという(同月13日東京朝日)。かれはペテルスブルグで受けた傷のため1907年2月25日死亡した。高宗は、24日付で特免懲戒を命じ、5月24日、「此宰臣秉心懸直、臨事勇敢、自壬午以来、殫竭為国、蹟其猷為、亦云一段忠款而已、今聞其逝、可勝傷盡」と詔した。(『高宗実録』)
- 10) 正しくは李儁。前平理院判事。平和会議で提訴がとりあげられないため憤激して自殺したと伝

えられる。

- 11) 正しくは李瑋鐘。前駐ロシア公使館書記官。
- 12) 密使は3名で前出のほか李相高（元議政府参贊）がいる。李相高は4月20日頃李備とともに韓国を出発、ウラジオストークに出てシベリア鉄道を経由してロシアの首都にいたり李瑋鐘と落あい3名同道6月25日ハーグに到着した（『日本外交文書』第40巻第1冊、430ページ）。したがって李容翊死後ウラジオストークに到着しているから本文の記事は誤りである。『続陰晴史』光武11年7月17日条は閔泳敦が参加し全部で密使が4名だと記述している（下、211ページ）。当時4名説が伝えられたようである。実際は閔泳敦はアメリカで活動中であった。なお、その後李相高はウラジオストークに亡命し、『勸業新聞』を刊行して独立運動に尽力した。（金正柱編『韓国統治史料』第7巻616ページ）
- 13) 趙東潤副将。魚潭正領の日本視察出発は1907年5月9日、帰国日は不明だがハーグ密使事件との関係で帰国を命ぜられたといわれる。
- 14) 一進会は会長李容九、光武8年9月創立、併合とともに解散、そのときの会員公称数14万、親日団体で日韓合邦声明を出した。
- 15) 日本名野田平治郎、日露戦争に際し日本軍の通訳となり維新会と進歩会を合併して一進会とし評議員長となる。光武11年5月李完用内閣の農商部大臣となり、ついで内部大臣に転ず。隆熙2年2月辞職、日本に渡る。同4年帰国。
- 16) 李逸植は岩本善治、押川方義、守部虎寿らにたいする総計23件の利権譲与で玉璽盗用の罪をうけ終身流刑の罪をうけたため、宋に援助を請い、光武10年8月23日宋は犯人隠匿の罪で顧問警察にとらえられたのだという（『日韓合邦秘史』上、25—25ページ参照）。
- 17) 明治37年5月14日憲兵中佐、翌38年3月3日、韓国駐劄憲兵隊長。『日韓合邦秘史』は宋秉乗と小山中佐がかねてから親しかったところから李逸植隠匿事件の背景には小山中佐の手がはたらいているとみて、警務庁に拘留した宋にたいし小山中佐との関係ばかり訊問していたとしている。
- 18) 注16)17)に記したように内田の伝えるところは本史料と相違しているので真偽の判定はできない。ただし、長谷川好道の寺内正毅宛8月23日付書簡に、「小山憲兵中佐交替の件、……同人の職責上不容易疑問有之、取調準備有之候処、此際同人を他と交替せしめられるに就ては取調上困難……」とあるから、宋は小山の疑問調査のために別件逮捕されたのかも知れない。あるいは小山の停職はたまたま宋秉乗事件と同時であったため魚潭、内田ともに元来別の事件を混同したのかも知れない。しかし、いずれにせよ小山憲兵中佐が停職となつたのは事実のようで、明治39年10月26日勅令278号で憲兵条例を改正、従来の「軍事警察の外、行政警察及司法を掌り、行政警察及び司法警察に付ては統監の指揮を受くるものとす」（明治39年2月8日、勅令18号）を「韓国に於ける軍事警察に係るものは韓国駐劄軍司令官の行政警察、司法に係るものは統監の指揮を承く」と改め、軍司令官の指揮権限を明確とし、同日、韓国に第14憲兵隊を置き隊長に古賀要三郎憲兵中佐を任命、満発4223号をもって前隊を解散した。以後小山三己の補任辞令は憲兵史にはでてこなくなる。
- 19) 光武11年（1907）5月28日就任。
- 20) 皇太子は明治40年10月10日東京発、16日仁川着、20日京城を発って帰国した。桂太郎は10月31日に京城を発っている。
- 21) 大韓協会は隆熙元年（1907）11月創立、会員は当初の2000人から1年間で7400人に増大した。会長南宮憶、総務尹孝定、賛成員大垣丈夫。金嘉鎮は併合後男爵となるが、上海に亡命、独立運動をすすめた。
- 22) なんらかの誤解にもとづくと思われ、その事実はない。
- 23) 明治42年（1909）6月14日伊藤博文は枢密院議長に転じ、そのあとに曾根荒助が43年5月30日まで統監であった。
- 24) 山県伊三郎の副統監就任は、43年（1910）5月30日で寺内統監の就任と同時。

## (8) 韓国併合

伊藤統監の後任となった曾根子爵は専ら前統監の施政方針を踏襲して、陸軍側の併合促進論にたいしても飽までも反対論を持し一步も譲らなかつた。幾千年の古い歴史を有する韓国が軍部のいうようにしかく簡単に併合できるものではない。韓国に人物尠しといえど

も問題が問題であれば、紛糾波瀾をまきおこして容易には日本に帰服しないであろうことはあきらかである。これをしもお日本が併合を強行するようなことがあれば、結局日本としてはわざわざ禍根の種を蒔くようなものであろうというのが曾根統監の意見である。然るに新統監は就任以来しばらくにして兎角健康すぐれずして遂に辞任するのやむなきにいたった。

ここにおいて陸軍はようやく宿年の望を達し、寺内〔正毅〕大将がその後任統監として来鮮することになった。無論、兎玉大将が健在であれば、当然後任として来任せられていたであろうが、俊傑惜しむらくは天寿短かくして、多忙なるべき将来を残したまますでにこの時病没されていたのである。さて、寺内新統監は陸軍既定の方針にもとづいて就任以来孜孜として日韓併合の準備をいそいでいた処、折柄伊藤公が北満ハルピン駅頭において安重根の為に暗殺せられて機運は飛躍的に俄然熟した<sup>1)</sup>。

これこそ好機である。よい口実ができたというので、安重根と韓国皇室乃至政府との関係に眼を光からせて厳密な探查を進めた。然るに何等の証跡をつかむことをえなかったばかりか犯人を取調べた結果は、ほかに1人の共犯連累の者さえないことが明瞭になって、はじめに力瘤をいれただけ日本政府は一時気抜けの態であった。しかし、それだからといって、日本帝国を一身に背負ってきた稀有の大英雄をむざむざ犬死さすことはできない。犯人と韓国当路になんらの関係がないにしても犯人が朝鮮人である以上、伊藤公は朝鮮人の毒手にたおれたに違いないから、その責を問い断然日韓の懸案を一掃しなければならぬというので愈々併合の話が具体化してきた。

そこで今は大勢上韓国政府もようやく日本の提議にかたむかんとする徴候をみてとった国民は大いに嚇怒して、物情騒然刺客は続々当路の大官を襲うに至った。総理李完用氏もフランス教会前において李在明に襲われ刺されて重傷を負うた<sup>2)</sup>。このとき李完用氏は人力車の上であって暴漢を遮らんとした車夫はその場で絶命した。

事態かくのごとく険悪化したるにもかかわらず、寺内大将は依然断行の意志を翻さず、明石憲兵司令官<sup>3)</sup>に命じて、まず憲兵警察の大増員大拡張を行わしめた。そして集会はもちろん新聞雑誌等の言論を徹底的に取締り、かつ全鮮にわたる主要人物および結社団体の調査を開始し併合に反対しそうな有力者はどしどし憲兵駐在所に引致拘留せしめた。もっとも拘留した者には喫煙を許し、酒も与えるという寛大以上の優遇をしたから、訳をしらぬ者は狐につつまれたような思いをした。なお叛乱の根原をたつためにその軍資を欠乏せしむる必要からであろう。これまた全鮮にわたってかなり苛酷な徴税をはじめた。新課税こそしないが、前々の官吏が私腹を肥せすために着服し官庁の帳範上では未納になっている数年前のものまで悉く強制執行をして取あげ、なお未納の者はかたっぱしから収監して、納税すると出獄さすという始末で、辛辣を極めたから、人民は競て国を捨て支那満州方面へ逸走した。

以上のごとく人民にたいし弾圧を加えて叛逆の患を除く一方、日本は皇室にたいしても伊藤公の故智に学んで次のような牽制策をとったのである。すなわち、故大院君に大院王という王称を追贈し、その長子にして太皇陛下の御令兄に当られる李載冕氏を皇族に列せしめて興王殿下の称号を賜わらしめた。併合後の李熹公殿下がこれである。本来李載冕氏は皇室の最近親でつとに皇族たるべきをそのことがなかったのは、韓国王室の瑕瑾である



からというので、統監から総理大臣および宮内大臣をへて奏請したのであるが、その実皇位篡奪をはのめかして皇室を脅迫せんがためであった。

すると果してこれが図に当って民間においては盛んに流言蜚語を生み、皇室に於てもおおいに御不安を感じらるるに至った。かくて併合への万遺漏なき陣容が整うと、愈々両国政府の内交渉がはじまった。然るに総理たる李完用氏は遭難後の痕がまだ治癒するに至らず、臥床呻吟中であつたから、その折衝には専ら農工商務大臣趙重応氏<sup>4)</sup>が任ずることになった。趙氏邸と李氏邸は隣同志であつて統監府との交渉については、趙重応氏は一々総理大臣の枕頭に相談にいて熟議を凝らしたものである。

そして、その結果そもそも韓国は李太祖陛下のはじめより一家を化して国となし、歴代君主制をもって一貫してきたのであつて、建国以来の国家の本質からいって尠くとも韓国の命運は民声によって左右されるものではない。国家と休戚の関係にあるは王家の外においては藩屏たる両班階級あるのみである。ゆえに併合のことについてもこれらによって決すれば、人民の意見などは一切顧みる必要がないという結論に達した。すなわちここにおいて韓国皇帝は祖宗より継承した陛下の国家を日本天皇陛下に御譲与するという形式のもとに簡単迅速且円滑にすらすらと併合は成立してしまつたのである。

小国なりといえども数千年の歴史を有する一国としては余りにも呆気ない終焉であつた。おそらくは東西古今またかくのごとく手軽い末路をとげた国はほかにあるまい。なお当局たる李完用内閣は、この併合に当って併合に賛成した極少数の両班および自分らの親戚をして貴族に列せしむることを要求したほか、人民の権利擁護については一言も言及しなかつた。これ果して当局として機宜に善処する所以であつたであらうか。

当時の情況よりすれば、併合後の朝鮮のためになんらかの要求をしてもその貫徹はさして至難ではなかつたであろうことを予は今もなお堅く信じている。

それはさておき、併合条約の調印を目睫に控えてその前夜突如一進会は韓国人民もまた併合を冀うものであるという意味の宣言書を撒布した<sup>5)</sup>。かくして一進会は一般国民の悲憤激発の機先を制し、同時に皇室のみならず、国民も日韓併合を希望していることを中外に表明することによって日本の国際的立場を援助したのである。しかし併合談判はごく秘密のうちに行われていて一進会といえどもこれを知る道理がなかつたが、同会顧問内田良平氏が内通したということである。

これを要するに、日韓併合がかくも簡単容易に成立したのは、いつに日本の策謀宣しきをえたがためである。

前述のごとく、人民にたいし、あるいは宮廷にたいし種々の秘策をめぐらしたほか、日本は一進会をしてしきりに当局及び両班階級を牽制威嚇せしめて効を奏したが、そのなかでも次の策はもっとも政府に打撃を与えた。別項で述べたごとく御巡幸後宋秉峻氏は伊藤公にともなわれて日本にいったまま、その後も長く滞在していたが、併合直前内命を受けてひそかに帰鮮し南山町の自邸に潜伏して統監府は憲兵警官をもって嚴重に警戒し、人間の出入はもちろん、電話その他の外部との通信まで一切遮断するなど、わざとものしくこれを庇護した。そして李完用氏や趙重応氏にたいしては、政府にして併合に反対ならば直ちに内閣の更迭を断行し、宋秉峻らの一進会をして後継内閣を組織せしめて、韓国を根本的に顛覆さすような一大革命を起さしむるであろうと威嚇したのである<sup>6)</sup>。する

とこれには当路もすっかり恐慄して、人民の権利擁護なども打忘れ無条件に併合条約を締結してしまったのである<sup>7)</sup>。

#### 注

- 1) 1909年10月26日。
- 2) 1909年12月22日。
- 3) 明石元二郎、陸士旧6期、明治40年10月3日第14憲兵隊長となる、同月7日、勅令323号で「韓国に駐割する憲兵に関する制」が公布され、「韓国に駐割する憲兵は主として治安維持に関する警察を掌り其職務の施行につき統監に隸し、又韓国駐割軍司令官の指揮を受けて兼ねて軍事警察を掌る」こととなった。すなわち憲兵本来の職務である軍事警察は兼務となり、元来兼務である治安維持警察が主務となり、しかも、その主務執行において文官である統監の隷下にはいったのである。10月14日韓国駐割憲兵隊と改称、翌41年12月21日韓国駐割軍参謀長となり、明治42年8月1日、兼職である韓国駐割憲兵隊長を免ぜられたが、43年6月15日再び韓国駐割憲兵隊司令官となり、韓国より警察権を委任させて手中におさめ、29日司令官は警察総長を兼ね、各道の憲兵隊長を警務部長とし、内地から1000名の憲兵を増派した。その結果、憲兵補助員を併せれば、朝鮮の憲兵は7000名におよんだ。
- 4) 日本に亡命中、明治39年7月帰国して統監府囑託農事調査員となり、翌40年5月法部大臣、41年6月農商工部大臣に転じた。
- 5) 隆熙3年(1909)12月4日。
- 6) 内田良平は寺内統監に「李完用がもし合邦に不同意の様子をみせればあいは、下関に滞在する宋秉畷を召喚せられたい。李完用は必ず内閣の更迭を恐れて是非なく同意する」と進言したという(『国土内田良平』498—500ページ)。
- 7) 明治43年・隆熙4年8月22日調印、29日発表。

補注1) 勅令118号(大正9年4月26日)は第1条においてつきのごとく定めている。

「朝鮮軍人中将校、同相当官に相当する者にして別表第1表に依り下欄に掲ぐる官に在るものは、相当上欄の陸軍将校、同相当官に任用することを得」

そして、附則は

「本令は公布の日より之を施行す。

本令施行の際現に朝鮮軍人にして別表第1表下欄に掲ぐる官に在るものは、別に辞令を用いず同表の相当上欄の陸軍将校、同相当官に任ぜられたるものとす」

としている。別表1によると陸軍副将→陸軍中将、同参将→同少将、陸軍歩兵正領→同大佐(以下同様)となっており、朝鮮将校は本令公布の大正9年4月27日付で日本の正規陸軍将校、同相当官に任用されている。ただし、陸軍武官進給令および陸軍給与令の適用はその一部で、給与は別表第2表により支給された。その点では、陸軍将校ではあるが変則のとりあつかいをうけている。

下士官、兵については、同日勅令119号で正校→曹長、副校→軍曹などと読みかえられている。補注2) 朝鮮軍参謀部の「騒擾の原因及朝鮮統治に注意すべき件並に軍備に就て」(大正8年7月14日)は、朝鮮に在来の2師団の他に独立守備隊4隊(12大隊)を置くことを求め、その各守備隊に2~3中隊の朝鮮人部隊を編成加入し「共に守備勤務に服せしむるを要す」としている。その理由としては「鮮人をして内地人と共に国防及内地守備の負担を感ぜしめ、且つ鮮人将校をして其の位置を得せしむる」をあげている。

これによってみると、朝鮮軍自身も朝鮮人将校の処遇に一定の方針をもち、むしろその取扱いに困惑していたことが判る。大正9年の任用は、朝鮮統治上の政策的決定にもとづくと考えて誤りがないようである。

補注3) 李垺事件については総督府警務部高等警察課の公文情報である「齊藤総督赴任後における民族運動雑纂」65号文書(『現代史資料朝鮮1』1966年、みすず書房、586—91ページ所収)参照。